

カンボジア、ラオス、ベトナム国境 「開発の三角地帯」に対する日本政府の支援事業： 2008～2014年度 (II)

白石昌也[†]

Japanese ODA Projects to the “Development Triangle” in the Border Provinces of Cambodia, Laos and Vietnam: 2008～2014 (II)

Masaya Shiraishi

In the paper of this Journal no.19, the author has discussed on the joint efforts by Cambodia, Laos and Vietnam (CLV) for poverty reduction and socio-economic development in the border provinces between the three countries. The first master plan for the CLV “Development Triangle” (CLV-DT) was drawn in 2004, and the revised master plan was issued in 2010.

In the papers of the same Journal no.20 and no.21, the author has surveyed the Japanese government’s commitments to support the CLV-DT, which were expressed in the summit and ministerial meetings between Japan and CLV (2004-2007) and between Japan and the Mekong sub-regional countries (2008-2012) respectively.

In no.22, he has analyzed in more detail the Japanese ODA projects toward the CLV-DT during the fiscal years from 2005 to 2007. In no.23, he has also discussed the projects provided by Japan through the Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF).

Following them, the author in the previous issue and this issue analyzes the projects financed directly by the Japanese government in the form of yen loans, technical assistance and grants (including grant assistance for grass-roots human security projects) during the fiscal years from 2008 to 2014.

[前号掲載]

はじめに

1. 日本・メコン首脳会議、閣僚会議における諸文書
2. 総合地域開発計画：「開発の三角地帯」を対象とするセクター調査
3. 「開発の三角地帯」に属するベトナム領域に対する日本政府の支援
4. 「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域に対する日本政府の支援

[以下、本号に続く]

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

5. 「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする日本政府の支援

5.1 電力分野

《南部地域電力系統整備計画》(円借款・実施中)

「南部地域電力系統整備計画」については、上述のとおり、2012年4月の第4回首脳会議に日本政府が提出した「主要インフラ案件(57案件)のリスト」に含まれていた(前号97-99頁参照)。また、2012年7月の第5回外相会議で採択された「東京戦略2012行動計画」では、「日本及びラオスは、電力の供給の向上のため、『南部地域電力整備事業』について、事業を着実に実施する」(前号99頁参照)、2013年の第5回首脳会議で採択された「改訂版・東京戦略2012行動計画」では、「日本及びラオスは、電力の供給の向上のため、『南部地域電力系統整備事業』について、事業を着実に実施する」(前号101頁参照)、そして2015年8月の第8回外相会議で採択された「新東京戦略2015行動計画」では、「日本及びラオスは、・南部地域電力系統整備事業[中略]について着実に実施していく」(前号103-104頁参照)と、繰り返し言及されている。

本計画の円借款に関する交換公文は、2012年3月16日に東京で、野田佳彦首相と来日中のトンシン・タンマヴォン・ラオス首相の立ち会いの下、横田順子駐ラオス大使とストーン・サイニャチャック外務副大臣の間で署名された。41億7,300万円を限度とする「南部地域電力系統整備計画」である¹⁷⁵。JICAの関連文書によれば、協力期間は2012年3月から2017年8月まで66か月の予定である¹⁷⁶。

同交換公文の署名に際して発表された日本外務省の記事は、本計画の意義および内容について、次のように記す。

(1) ラオスにおいては、豊富な水力資源等を背景に、近年、北部や南部を中心に電源開発が進んでいます。しかし、同国南部では、地域間での電力融通ができていないため、電力需給の不均衡が生じており、一部地域では電力を近隣国へ輸出している一方、カムアン県、サバナケット県では電力供給体制が十分でないという状況が生じています。両県では2015年頃に電力供給不足に陥ることが懸念されています。

(2) この協力は、ラオス南部のパクボ変電所からサラワン変電所間(約200キロメートル)に115キロボルトの送電線2回線を新設するとともに、これに伴う関連施設工事を実施することにより、同国内の基幹電力系統の連結を図るものです。

(3) この協力の実施により、同国の国内電力供給が安定化し、南部地域の電化が促進されるとともに、将来的な当該地域に対する投資促進・産業活性化へ寄与することが期待されます。

(4) 供与条件

金利：年0.01%

償還期間：40年(10年の据置期間を含む。)

調達条件：一般アンタイト¹⁷⁷

¹⁷⁵ 外務省「ラオスに対する円借款及び無償資金協力に関する交換公文の署名式について」2012年3月16日(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/0316_05.html)。

¹⁷⁶ JICA(東南アジア・大洋州部)「事業事前評価表：ラオス人民民主共和国南部地域電力系統整備事業」2012年5月の3。事業概要(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_LS-6_1_s.pdf)。

¹⁷⁷ 前々注に示した外務省資料。

JICAによる案件説明も、次のように記す。

ラオスでは、国内電力需要の増加や送配電網の未整備から、近隣国からの電力輸入量が増えており、経済特区の建設が進むサバナケット県では慢性的に電力が不足しています。一方で、サラワン県周辺では電源開発事業が多く計画されており、発電容量の拡大が見込まれるため、電力の余剰地域と不足地域をつなぐ送電線の整備が急がれています。この協力では、サバナケット県とサラワン県を結ぶ送電線と関連施設の整備を支援します。これにより、分断されていた国内の基幹電力系統を連結し、サバナケット県と周辺地域における安定的な電力供給に寄与します¹⁷⁸。

さらに、JICAによる「事業事前評価表」は、サバナケット周辺地域への電力融通の必要性について、次のように記す。「同国においては、南北を結ぶ基幹電力系統が分断されており、国内の一部では電力を近隣国に輸出する一方、電力が不足する地域では電力を輸入している状況である。特に南部サバナケット県周辺地域では、現在、北部・中部からの融通とタイからの輸入等によって電力が供給されているものの、今後、更なる需要の伸びが見込まれており、対応が急務となっている」。

それでは、どこから電力を調達するのか。同文書は次のように述べる。「現在北部・中部・南部サラワン県周辺地域で電源開発が進められ、国内需要への対応及び電力輸出が行われているが、北部・中部については、今後、首都ビエンチャンをはじめとする中部での電力需要の伸びに対応する必要がある、また、輸出用電力は長期固定契約により国内消費用に柔軟に転用することが困難である。タイからの輸入については、化石燃料を使用した火力発電を主体とするため、国内電力に比して割高となっている。[改行] 一方、南部サラワン県周辺地域では国内向電源開発計画が進んでおり、同地域の発電可能許容量は498 GWh（2010年）から6,279 GWh（2015年）に増加し、今後余剰電力が発生する見込みである」。

以上のような状況に鑑み、同文書は次のように結論づける。「サバナケット県周辺地域とサラワン県周辺地域間を送電線で結び、分断された系統間を連系することによりラオスのナショナルグリッドを整備し、サバナケット県周辺地域において安定的な電力供給を確保することが、同地域の更なる投資環境整備及び経済成長の実現のために必要となっている」¹⁷⁹。

以上を要約すれば、本計画は「開発の三角地帯」に属さないサバナケット県のパクボ変電所と、「開発の三角地帯」の範囲内にあるサラワン県のサラワン変電所を結ぶ約200 kmの送電線を建設するというものである（図表3をも参照）。その目的は、ラオス南部で余剰となる電力を、経済特区開発などによって需要が拡大しつつあるサバナケット県やその北隣りのカムワン県（県都タケク）に融通することにある。すなわち、「開発の三角地帯」の電化を促進する事業ではない。

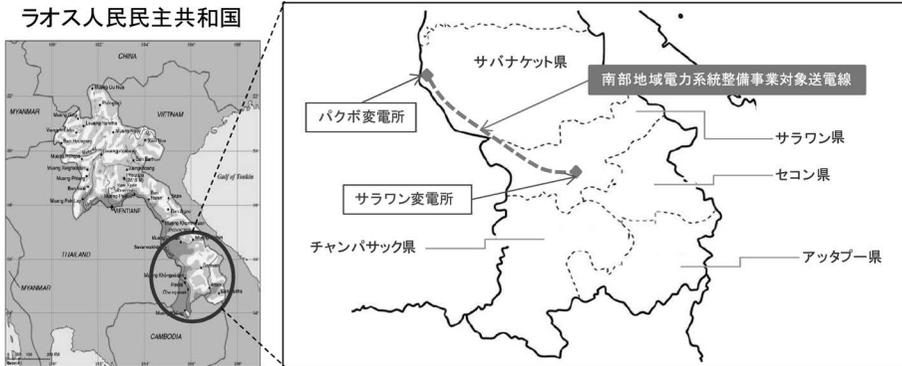
同事業は2017年に完成予定であり、現在は工事が進行中である。

《[チャムパサック県] セカタム水力発電事業》（準備調査中）

前述のとおり、2013年12月の首脳会議で採択された「改訂版・東京戦略2012行動計画」では、「日本は、ラオスにおける『セカタム水力発電事業』について実施中の調査を、引き続き着実に進める」

¹⁷⁸ JICA「南部地域電力系統整備事業（Southern Region Power System Development Project）」（<http://www.jica.go.jp/oda/project/LS-6/index.html>）。

¹⁷⁹ JICA「事業事前評価表：ラオス人民民主共和国南部地域電力系統整備事業」の2.事業の背景と必要性（注176参照）。



図表 3. 南部地域電力系統整備事業対象送電線

出所：外務省「ラオスに対する円借款及び無償資金協力に関する交換公文の署名式について」2012年3月16日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h23/y120316_1.html) 添付の案件位置図 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/pdfs/y120316_1_01.pdf)

と記され（前号 101 頁参照）、さらに 2015 年 8 月の外相会議で採された「新東京戦略 2015 行動計画」では、「日本及びラオスは、[中略]・セカタム水力発電事業協力準備調査（PPP インフラ事業）について着実に実施していく」と記されている（前号 103-104 頁参照）。つまり、同案件は 2015 年 8 月時点に至っても、依然として「準備調査」中であり、いまだ具体的な実施段階に至っていない。

この間の経緯について、特定非営利活動法人メコン・ウォッチの関連記事は、次のように説明している（要約）。——かつて 1992 年に国際協力事業団（JICA の旧名称）が電源開発株式会社（J-Power の旧名称）に対してセカタム・ダムの開発調査を委託し、1995 年にセコン流域の水力発電計画に関するマスタープランが作成された。それによれば、周辺地域に送電するために、6 MW の小規模ダムを建設するとされた。その後、関西電力株式会社が新たにセカタム水力発電事業を企画、2004 年 9 月にラオス政府との間でセカタム・ダムの実施可能性調査（F/S）の契約を結んだ。同社は 2005 年 10 月から、経済産業省の ODA 予算を使った「平成 17 年度開発途上国民生活事業環境整備支援事業」として「タイ国輸出用ラオス国セカタム水力発電事業可能性調査」を実施、2006 年 2 月に報告書を完成させた¹⁸⁰。

以上に言及されている関西電力株式会社による調査報告書（2006 年 2 月）は、「プロジェクトの背景」で次のように述べている。

ラオス国は、豊富な水資源と大きな高低差を有する地形を活用した多数の水力発電の可能性を秘めた国である。その包蔵水力は 26.5 GW であり、開発可能包蔵水力は 18 GW と言われているが、過去 30 年間で開発された割合は僅か 3% 程度である。ラオス政府は、この豊富な水資源を活用できる水力発電を積極的に推進し、タイ国を中心とした周辺諸国に電力輸出することで、外貨収入源とすることを大きな政策の柱の一つとしている。

1997 年の通貨危機以降、タイ国の経済回復は進んでおり、タイ電力公社（EGAT）の電力需要予測によれば、2015 年迄の伸びは 6% 以上と見込まれている。この電力需要に対応する供給力

¹⁸⁰ メコン・ウォッチ「セカタム水力発電ダム」(http://www.mekongwatch.org/report/laos/laos_xekatom.html, 2015 年 11 月 7 日検索)。

を確保するために、タイ国は自国での電源開発以外にも、ラオス国を含めた周辺諸国からの電力輸入の方途を探っており、タイ国およびラオス国政府間において2010年までに3,000 MWの電力輸入に係わる覚書を締結している。

ラオス国の水力開発に係わる投資環境が整いつつある中で、2004年に当社はラオス国内における複数の有望プロジェクトを比較検討した結果、「セカタム水力発電地点」を開発地点として選定し、テクニカルプロポーザルをラオス政府に提出している。その後、当社は2004年9月にラオス国政府とセカタム水力発電地点の開発に係わる覚書（MOU）を締結し、事前実施可能性検討（Pre-F/S）を実施してきた。

この様な背景の中、2005年7月に、経済産業省による「開発途上国民生活事業環境整備支援事業」に一般公募して採択され、実施可能性調査（F/S）を実施したものである¹⁸¹。

同報告書によれば、セカタム水力発電計画は、ラオス南部のチャンパサック県に位置し、ポロベン高原を流れるセカタム川（メコン河の支流）の水資源を利用する。具体的には、セカタム川の支川であるナムホン川にロックフィル式の貯水ダム（湛水面積7.6 km²）、セカタム川にアースフィル式の副ダム、その下流に発電所を建設する。出力は60.8 MW、年間可能発生電力量は380 GWhである。建設費は120百万米ドル、生産された電力の大部分を隣国タイに輸出する。発電はIPP（独立発電事業者）事業として実施することを想定しており、「所定の経済性が確保されれば、当社〔関西電力〕が主たる出資会社として参画することができる可能性が高い」としている¹⁸²。

ただし、関西電力による以上の計画は、ただちに実現することはなかった。

その後2013年8月になって、JICAが改めてPPP（官民連携）インフラ事業「セカタム水力発電事業準備調査」の「スコーピング案」を企画している。それによれば、実施主体は同じく関西電力株式会社であるが、事業の目的はタイへの売電ではなく、「鉱山開発等により電力需要の増大が見込まれるラオス南部に安定した電力を供給する」こととされている。その背景として、JICAの説明は「ラオス国は豊富な包蔵水力を持つが、大規模な水力発電所は主に近隣諸国への電力輸出を担っているため、国内電力需要の伸びに対応可能な発電所の開発が喫緊の課題となっている」ことを指摘する¹⁸³。

事業の概要としては、「チャンパサック県セカタム川において、約470 mの落差を利用した水力発電所を建設し、最大出力約61 MW、年間381 GWhの発電を行う」。つまり、発電規模は2005～2006年時点の計画と同じである。事業形態は、「ラオス国内への電力供給を行うIPP事業として開発、運営し、ラオス電力公社（EDL）に電力を供給する。一定の運営期間の後、政府に設備を譲渡する（BOT）計画」である¹⁸⁴。

同文書によれば、同事業準備調査の諸項目のうち計画地点の気候、水象、水質などについては、すでに2005～2006年時点で実施済みであるので、今回はとりわけ自然環境、社会環境などに焦点を当

¹⁸¹ 経済産業省（委託先：関西電力株式会社）『平成17年度開発途上国民生活事業環境整備支援事業：タイ国輸出用ラオス国セカタム水力発電事業可能性調査報告書』2006年2月、S-1頁。

¹⁸² 同上報告書物、S-2-S-4、3-4、89-92、173、188-190、196頁。また、前々注のメコン・ウォッチ記事をも参照。

¹⁸³ JICA（民間連携事業部）「ラオス国セカタム水力発電事業準備調査（PPPインフラ事業）（スコーピング案）」2013年8月、2頁（http://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq0000ngjcu-att/advice38_data.pdf）。なお、事業実施主体の関西電力（株）について、同文書（2頁）は「ラオス南部で水力発電所の独占開発権を持ち、独立系電気事業者（IPP）としてJICA海外投融資制度を活用することで事業性を高めることができる可能性がある」と評価する。

¹⁸⁴ 同上資料、3頁。

てて、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に準拠する「詳細な調査」を実施するとしている¹⁸⁵。

JICAの「環境社会配慮ガイドライン」は、I「基本的事項」の1.3「定義」において、「環境社会配慮」を「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう」と定義し、「環境社会配慮調査」を「プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう」と定義する。1.4「環境社会配慮の基本方針」では、①環境および社会面の幅広い影響を配慮の対象とする、②早期段階からモニタリング段階まで環境社会配慮を実施する、③協力事業の実施において説明責任を確保する、④ステークホルダーの意味ある参加を確保し、その意見を意思決定に十分反映する、⑤情報公開を行う、⑥JICAは環境社会配慮の実施態勢を強化する、⑦環境社会配慮を行いつつ事業実施の迅速化に向けた要請に対処する、の7点を重点項目として掲げる。

1.10では、第3者的な機関として「環境社会配慮助言委員会」を常設し、外部専門家から「協力事業における社会配慮の支援と確認に関する助言を得る」と規定する。

そして、II「環境社会配慮のプロセス」においては、「現地ステークホルダーとの協議」や「社会環境と人権への配慮」などに関して独立した項目を立てて、それら事項を重視する姿勢を示す¹⁸⁶。

図表4に引用するとおり、セカタム水力発電事業準備調査スコーピング案には、以上の「ガイドライン」に照応する各項目が含まれている。

なお、先ほど引用したメコン・ウォッチの関連記事は、2005～2006年経済産業省委託調査の問題点として、次の諸点を指摘している。「経済産業省には環境社会配慮に関わるガイドラインなどはなく、ODAを使った調査であるにも関わらず、影響住民であるニャフン族への配慮が行われていない、現地ステークホルダーへの説明責任が果たされていない、調査方法やスコープが不明確、適切な情報公開がなされていないなど、様々な問題を含んでいます」¹⁸⁷。

今回のJICAによる事業準備調査は、このような批判の声に応えることをも意図したものであると推測される。

5.2 交通インフラ分野

《国道16B号線セコン橋建設計画》（無償資金協力・実施中）

本案件については、2013年12月採択の「改訂版・東京戦略2012行動計画」で「日本は、ラオスの『国道16B号線セコン橋建設計画』について、事業を着実に実施する」と記されていた（前号101頁参照）。

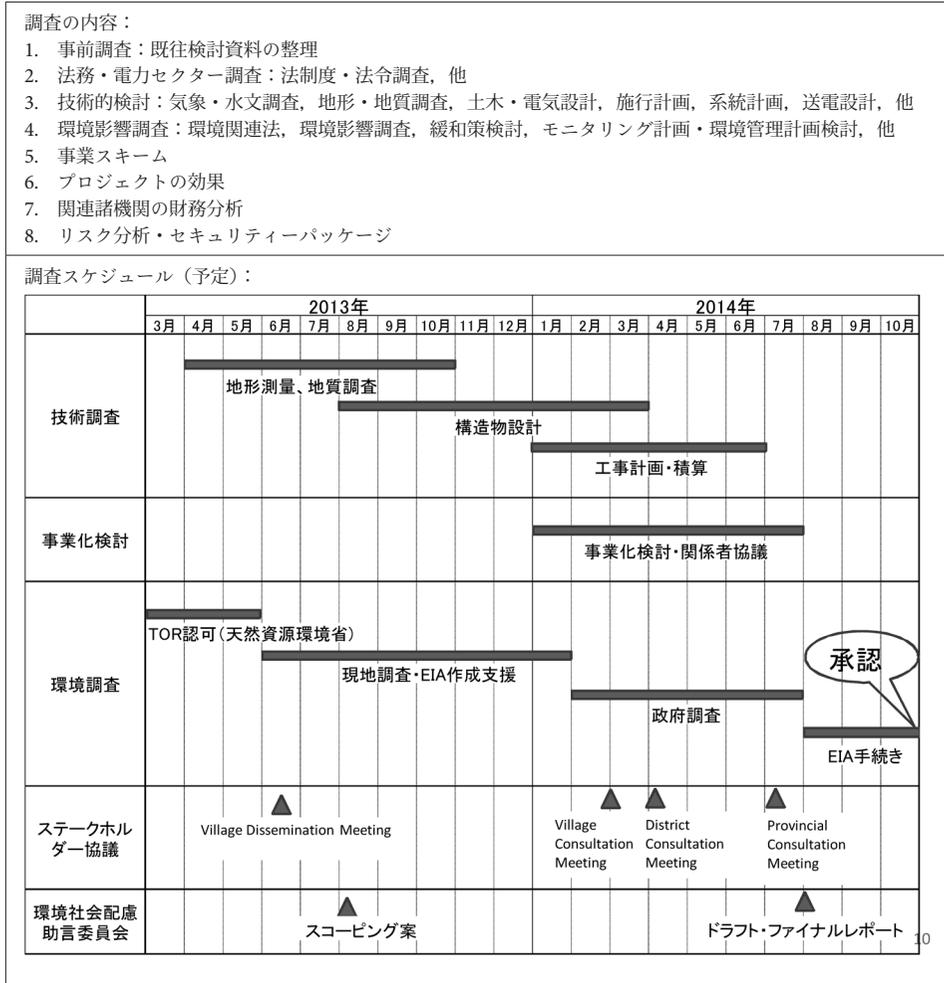
ラオス国道16B号線は、「開発の三角地帯」に属するセコン県を東西に横断してベトナム国境に至る道路である。同県のセコン郡からダクチュン郡まで103km、さらにダクチュン郡からベトナムと

¹⁸⁵ 同上資料、7-9頁。

¹⁸⁶ JICA「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」2010年4月（<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>）。

¹⁸⁷ 注180に示したメコン・ウォッチ記事。

図表 4. JICA によるセカタム水力発電事業準備調査スコーピング案



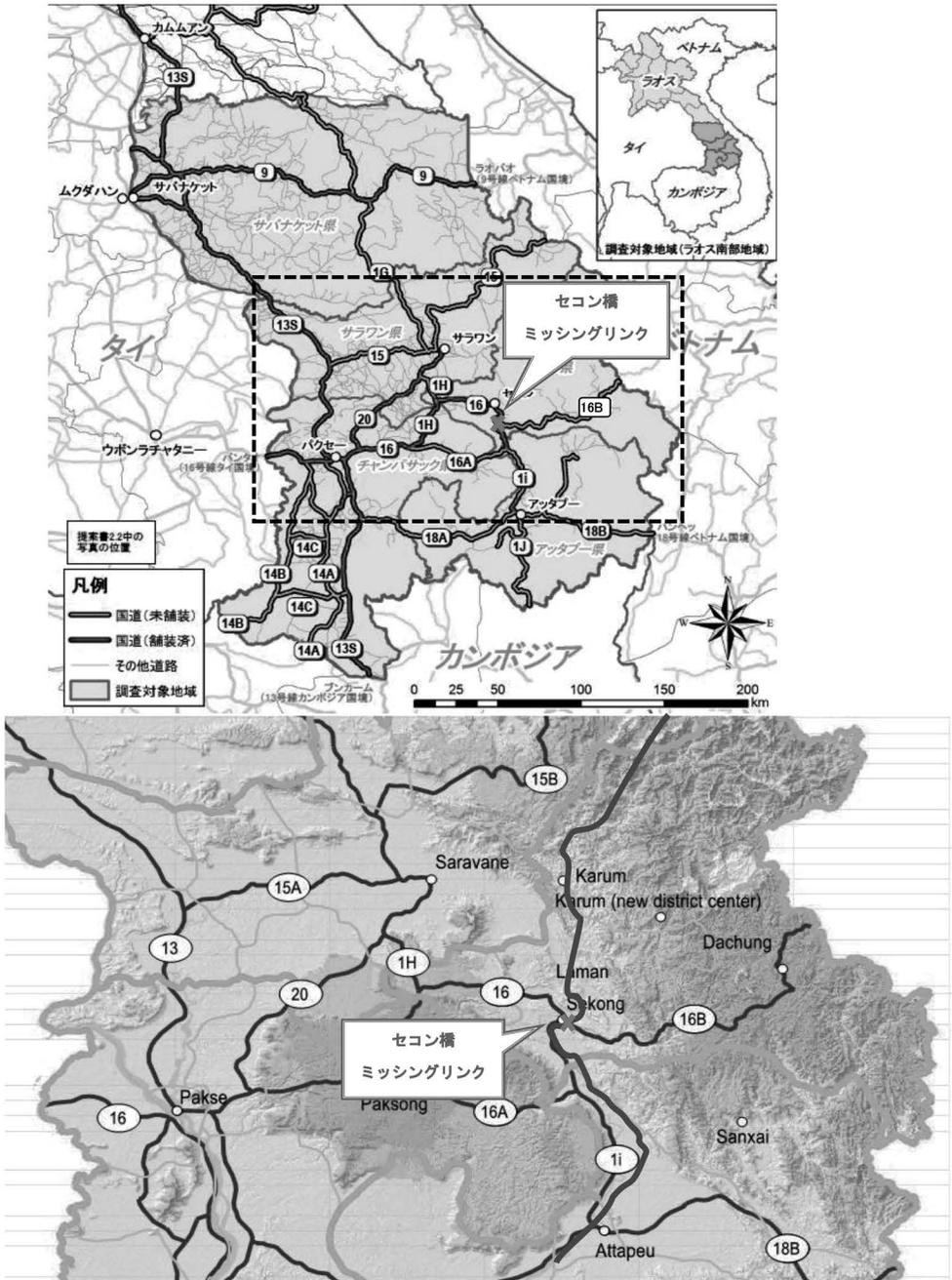
出所：JICA（民間連携事業部）「ラオス国セカタム水力発電事業準備調査（PPP インフラ事業）（スコーピング案）」2013年8月（http://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq0000ngjcu-att/advice38_data.pdf），6，10頁。

の国境地点まで 20 km である¹⁸⁸。現状では，セコン川に架かる橋がなく交通上の障害となっているので，そのミッシングリンクを解消することが本計画の趣旨である（図表 5 の地図参照）。

同橋梁の詳細設計作成のための無償資金協力「国道 16B 号線セコン橋建設計画（詳細設計）」（供与限度額：0.84 億円）に関しては，2013 年 12 月 15 日東京において，安倍晋三首相と（日本・ASEAN および日本・メコン首脳会議出席のために）来日中のトンシン首相が二者会談を実施した際

¹⁸⁸ ジェトロ・バンコク「ラオス・インフラマップ」2013 年 3 月，5 頁（https://www.jetro.go.jp/industry/infrastructure/inframap/pdf/la_summary.pdf）。同資料によれば，16B 号線は全区間にわたって「舗装工事中」であり，それに合わせる形で，セコン橋の新設を日本政府に要請したものと判断される。

図表 5. ラオス南部地域道路地図



出典：上下共に「ラオス国南部地域経済開発に係る情報収集・確認調査」

出所：JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第四課）「無償資金協力 案件概要書：ラオス人民民主共和国セコン橋建設計画（仮）（The Project for Construction of Sekong Bridge on NR16B in the Southern Region of Laos）」2012年11月20日
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/07gaiyo_laos.pdf).

に、両首相の立ち会いの下、岸野博之駐ラオス大使とアルンケオ・キッティクン外務副大臣の間で、交換公文が署名された¹⁸⁹。

その後、同橋梁本体の建設事業は、2014年度に供与限度額 21.97 億円の無償資金協力「国道 16B 号線セコン橋建設計画」として案件化され、贈与契約 (G/A) が 2014 年 5 月に締結された¹⁹⁰。

JICA の「事業事前評価表」や「無償資金協力 案件概要書」によれば、セコン川を跨ぐ橋梁約 300 m、および取り付け道路 (セコン市側約 227 m、ダクチュン郡側約 300 m) を建設する。建設現場はセコン県ラマン郡である。総事業費は 22.84 億円 (日本側の概算協力額 22.81 億円¹⁹¹、ラオス側の負担 0.03 億円)、事業実施期間は 2014 年 1 月～2017 年 3 月を予定 (詳細設計、入札期間を含めて計 39 か月)、ラオス側のカウンターパートは公共事業運輸省道路局 (DOR)、およびセコン県公共事業運輸局 (DPWT) である¹⁹²。

同計画の意義に関して、JICA の「事業事前評価表」は次のように記している。

ラオス人民民主共和国 (以下、ラオス) における道路交通は、旅客では約 9 割、貨物では約 8 割を占める主要な移動・輸送手段である。タイ、ベトナム、カンボジアと国境を接する南部地域は、メコン地域全体の物流の進展のために、国際幹線道路整備の重要性は高いと見られているものの、山岳地帯が多く、国道の大部分が未舗装路のままであるなど整備が立ち遅れている。同地域を横断し、タイ-ベトナム間を結ぶ国際幹線道路の一部である国道 16B 号線においても未整備の区間が多く残されており、なかでも、国道 16B 号線を分断するセコン川による未開通区間の解消は重要な課題となっている。

当該区間は渡河船が不定期に運行されているが、雨季の渡河船運休時には交通アクセスが遮断され、セコン川以東 (セコン県ダクチュン郡、カルム郡、ラマン郡) は、所謂「陸の孤島」になってしまう。セコン川以東は人口の 9 割以上が少数民族で構成されており、周辺住民は市場へのアクセスが難しく、社会インフラが未整備のため貧困層が多い。このため、交通インフラの整備は、同地域の貧困削減効果への効果が期待できる。

また、近年、同地域の未開発の生産農地を活用したコーヒー等農業製品の生産拡大やポーキサイト等鉱物資源開発のポテンシャルも見いだされつつあり、未開通区間解消による交通アクセスの

¹⁸⁹ 外務省「日本の ODA プロジェクト ラオス無償資金協力 案件概要」2015 年 7 月 8 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html)；外務省「ラオス人民民主共和国に対する円借款等に関する書簡の交換について」2013 年 12 月 15 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h25/y131215_1.html)。

¹⁹⁰ 外務省「日本の ODA プロジェクト ラオス無償資金協力 案件概要」2015 年 7 月 8 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html)；外務省「ラオス人民民主共和国に対する円借款等に関する書簡の交換について」2013 年 12 月 15 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h25/y131215_1.html)。外務省「日本の ODA プロジェクト ラオス無償資金協力 案件概要」2015 年 7 月 8 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html)；JICA「国道十六 B 号線セコン橋建設計画 (Project for Construction of Sekong Bridge on NR16B in the Southern Region of Laos)」(<http://www.jica.go.jp/oda/project/1460030/index.html>)。

¹⁹¹ この金額には、上述の詳細設計経費などが含まれていると思われる。

¹⁹² JICA (東南アジア・大洋州部東南アジア第二課)「事業事前評価表・ラオス人民民主共和国国道 16B 号線セコン橋建設計画 (Project for Construction of Sekong Bridge on NR16B in the Southern Region of Laos)」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1460030_1_s.pdf)；JICA (東南アジア・大洋州部東南アジア第四課)「無償資金協力 案件概要書・ラオス人民民主共和国セコン橋建設計画 (仮) (The Project for Construction of Sekong Bridge on NR16B in the Southern Region of Laos)」2012 年 11 月 20 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/07gaiyo_laos.pdf)。

確保は、同地域の経済発展のためにも重要な課題である。さらに、現在、ラオス南部地域における輸出品の国外への主な搬出先は、セコン県より約 900 km 離れたバンコク港であるが、国道 16B 号線及びベトナム側 14D 号線の整備が進めばセコン県より約 280 km 離れたダナン港からの効率的な搬出が可能となる等、同地域のみならず対ラオス・ベトナムの国際物流の進展に資するものである。

以上により、国道 16B 号線の未開通区間の解消は貧困削減効果、地域経済開発効果、国際物流の進展に資することから本事業の必要性は高い¹⁹³。

すなわち、事業の意義として、地元住民の生活改善や貧困削減のみならず、さらに同地域の経済開発（とりわけコーヒーなどの農産物とボーサイトなどの鉱産物の輸出）、そして「開発の三角地帯」とは明記していないものの、実質的には「三角地帯」に属するラオス・ベトナムの国境諸省間の連結性の強化、ならびにラオス内陸部から中部ベトナム・ダナン港に至るアクセスの改善が強調されている¹⁹⁴。

一方、JICA「無償資金協力 案件概要書」は、次のように指摘している。

渡河船運休時に「陸の孤島」と化すセコン川以東（セコン県東部及びアタプー県東北部）は、従来から MDGs 指標改善に不可欠である社会インフラが不足し、極度の貧困に苦しむ地域である。しかし、アクセスの問題から経済活動が阻害されていること、支援が届きにくいことから、今後さらに開発から取り残される可能性がある。このような状況を改善するため、また、南部地域及びメコン地域全体の経済発展のため、安定的に通行可能な橋の建設が課題である¹⁹⁵。

すなわち、上に引用した「事業事前評価表」では、事業の直接的な裨益範囲をもっぱらセコン県の東部 3 県としているが、本資料では、それに加えてセコン県の南隣りに位置するアタプー県東北部をも包含する。本資料はさらに、貧困削減の課題を MDGs 指標と明示的に関連づけてもいる。

さて、JICA の「事業事前評価表」はさらに、事業の定量的効果を次のように予測している（2013 年における実勢を基準値とし、事業完成後の 2020 年における想定を目標値とする）。——渡河所要時間は従来のフェリー（渡河船）による 15 分（平均）から 0.3 分（走行速度 60 km/h と仮定）に短縮される。また、従来のフェリーでは日中のみ運航可能（平均 14 時間／日）で、しかも雨季には欠航を余儀なくされた（年間渡河可能日数 305 日）のに対して、橋梁が完成すれば、年間を通じて 24 時間／日の渡河が可能となる。交通量で比較すれば、フェリーによる場合、渡河可能期間の車両台数は 235 台／日、歩行者数は 290 人／日であるのに対して、橋梁完成後の渡河車両数は雨季で 461

¹⁹³ 前注の JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課）「事業事前評価表」1 頁。

¹⁹⁴ JICA（評価責任者：国別開発協力第一課長宮下匡之）「政策評価法に基づく事前評価書：名ラオス人民民主共和国国道 16B 号線セコン橋建設計画」2014 年 3 月 20 日の 2. 無償資金協力の必要性（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2014_jizen/laos01.html）も、同事業の必要性として、次の 3 点を掲げている。（ア）「ラオス南部地域は、タイ・ベトナムと国境を接し、地域的な連結性の観点から道路整備の重要性は高いものの、山岳地帯が多いため整備が立ち遅れている」。（イ）「特に、セコン川以東（セコン県東部及びアタプー県東北部）は、人口の 9 割以上が少数民族で構成されており、社会インフラの不足から、極度の貧困に苦しむ地域であるが、渡河船運休時には社会インフラへのアクセスや円滑な物流による経済活動が阻害され、『陸の孤島』と化しており、安定した交通の確保が急務となっている」。（ウ）「加えて、近年、鉱工業開発や水資源開発等プロジェクトサイト周辺も含めたラオス南部地域の開発ポテンシャルも顕在化しつつあり、安定的な交通の確保は、周辺住民の生活改善のみならずラオス南部地域の経済発展のためにも重要な課題となっている」。

¹⁹⁵ 注 192 に示した JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第四課）「無償資金協力 案件概要書」の 2. 事業の背景と必要性（1）。

台/日、乾季で 516 台/日、歩行者数は 330 人/日に増大する¹⁹⁶。

国際的物流に関して、同上資料の記述に基づけば、従来利用可能であったのは 16B 号線を西進し 16 号線を経てタイ領に入るルートのみであって、セコン県からバンコクまでの距離は約 900 km に達する。セコン橋が建設されれば、16B 号線を東進してベトナム領に入るルートが新たに可能となる。セコン県から中部ベトナム・ダナン港までの距離は、約 280 km である¹⁹⁷。つまり、事業が完成すれば、「三角地帯」のラオス領（セコン、サラワン県）から外洋に至るルートが多様化される。そのみならず、中部ベトナムのダナンからタイのバンコクに至る物流ルートに関しても、新たな可能性が開かれる。より具体的に、従来はダナンからバンコクまでの国際物流は海路で 7 日を要したが、ラオス国道 16B 号、16 号を経る陸路を取れば 2 日に短縮される¹⁹⁸。

同橋梁の着工式は、2015 年 3 月 16 日に岸野博之大使、Bounchanh Sinthavong ラオス工業事業運輸相、Khampheuy Bouddavieng セコン県知事などの出席を得て、工事現場で実施された。工事の完成予定は 2017 年 3 月である¹⁹⁹。

ちなみに、2015 年 8 月に採択された「新東京戦略 2015 行動計画」でも、「国道 16B 号線セコン橋建設計画」について、日本およびラオスが「着実に実施していく」と記されており（前号 104 頁参照）、事業が未完了であることを示唆している。

《新東京戦略 2015 行動計画で新たに提示された交通インフラ計画》

2015 年 8 月の日本・メコン外相会議で採択された「新東京戦略 2015 行動計画」には、ラオス領域における交通インフラ案件として、さらに次の事項が新たにリストアップされた。

ラオスは、

- ・国道 14A 号の舗装道路建設（ラオス-カンボジア国境（スクマ郡-ムンラパック郡）の区間、131 km）
- ・パクセーに向かうバイパス道の建設（国道 13 号タット村-トングドム村間国道 16 号交差点の区間、30.5 km）
- ・国道 1J 号の建設（ラオス・アタプー県-カンボジア・ラタナキリ県の区間、91 km）

¹⁹⁶ 注 192 に示した JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課）「事業事前評価表」3 頁。

¹⁹⁷ ケオラ・スックニラン「ラオスにおける国境経済圏開発事業」石田正美編『メコン地域開発研究—動き出す国境経済圏』アジア経済研究所調査研究報告書、2008 年、125 頁によれば、ラオス国道 16B 号線→ベトナム国道 14B 号線→ベトナム国道 14 号線を経て、中部ベトナムの主要な海の玄関ダナン港に至ることができる。

¹⁹⁸ 注 192 に示した JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課）「事業事前評価表」3 頁。ただし、ダナン-バンコクの陸路輸送に関して、ベトナム・ラオス国境、ラオス・タイ国境での通関手続き、また（3 か国間の車両乗り入れが不可能な場合は）途中での車両交換が必要となり、そのための待機時間をも勘案すれば、2 日間での走行は困難である。さらに、ダナン・バンコク間の物流ルートとしては、本プロジェクトが対象とする 16B 号線～16 号線を経るルート以上に、9 号線（いわゆる東西回廊）を経るルートが着目されてきた。また、ハノイ・バンコク間の物流ルートとして最近では、9 号線よりもさらに北に位置する 12 号線を経るルートにも関心が注がれている。それらに比べて、16B 号線～16 号線を経るルートがベトナムとタイを結ぶ国際的な幹線ルートとして発展する可能性は、現段階では低いと判断せざるを得ない。

¹⁹⁹ Japanese Embassy in Laos, "Japan's Grant Assistance Scheme for Sekong Bridge Construction: Ground-Breaking Ceremony for Japan-funded Sekong Bridge Held Sekong Province, 16 March 2015" (http://www.la.emb-japan.go.jp/japans_oda_to_laos/other_assistances/ODA_SekongBridge.html); Japanese Embassy in Laos, "Remarks by H.E. Hiroyuki Kishino, Ambassador of Japan to the Lao PDR, at the Ground-breaking Ceremony for the Sekong Bridge Construction in Sekong Province on 16 March 2015" (http://www.la.emb-japan.go.jp/content_japan_laos_relations/ambassador_speech/Remarks_Sekong_bridge.pdf).

- ・8 橋建設（新カルム郡に至る道路沿い）
- ・パクタパーン国境検問所の建設

について提案し、日本はこれらに留意し、検討する（前号 104 頁参照）。

第 1 の事案が対象とする国道 14A 号線は、図表 5 の地図からも窺えるとおり、ラオス南部の山岳地帯を南北に縦断する道路である。より具体的には、カンボジアとの国境地点を南の起点とし、チャムバサック県のスクマ郡を経て、パクセ付近で 16 号線（ラオス南部を東西に横断する国道）に接続する²⁰⁰。本案件は、その全区間を舗装する計画と判断される²⁰¹。

第 2 の事案は、国土を南北に縦断する 13 号線と、東西に横断する 16 号線との接続性を改善することを意図するものである。

国道 13 号線はラオスにとって最も重要な基幹道路であって、いわば同国の背骨に相当する。カンボジアとの国境地点を南の起点とし、メコン本流にほぼ沿う形で北上し、パクセ、サワナケット、タケクなどの主要都市を貫いて、首都ビエンチャンに至り（そこまでの区間を 13S 号線と呼ぶ、全長約 830 km）、さらにビエンチャンから旧王都ルアンプラバンなどを経て、中国雲南省と国境を接するポーテンに至る（同区間を 13N 号線と呼ぶ、全長約 670 km）²⁰²。

国土を東西に横断する複数の道路は、いわばあばら骨のように、各地で国道 13 号線に接続もしくは交差する。図表 5 の地図からも窺えるとおり、そのようなあばら骨の 1 本が国道 16 号線である。より具体的に、16 号線（全長約 180 km）は、タイと国境を接するワントオを西の起点として、チャムバサック県域を東進して県都パクセで国道 13 号と交差し、さらに山稜地帯を東北方向に進んでセコン県都へと至り、そこで 16B 号線に接続する²⁰³。前項で取り上げたように、ベトナムとの国境地点へと至る国道 16B 号線については、そのミッシングリンクとなっているセコン橋の新設計画が、日本政府の支援事業として進展中である。

第 3 の事案が対象とする国道 1J 号線は、図表 5 の地図からも窺えるとおり、カンボジアとの国境地点からアタプー県域を北上してアタプー県都に至る道路である。本案件は、その全区間を舗装する計画と判断される²⁰⁴。ちなみに、国道 1 号群は、カンボジアとの国境を起点とするこの 1J 号線を南端とし、中国との国境に接する 1A 号線を北端とする 10 本の道路から構成される²⁰⁵。国道 13 号線の東側に、それと並行しつつ、ラオス中央部の山岳地帯を南北に縫う国道網であり、従来は整備が遅れていた。CLV3 各国によって採択された「開発の三角地帯」に関する「改定マスタープラン」（2010 年）は、13 号線と並んで、この 1 号線群をラオスの垂直的連結道路のひとつに位置づけている²⁰⁶。

第 4 の事案の対象であるカルム郡は、セコン県北部に位置する。図表 5 の地図には、既存のカルム郡中心地（Karum）から東南方向に下った山稜地帯に、“Karum（New District Center）”の地名が見

²⁰⁰ ジェトロ・バンコク事務所「ラオス・インフラマップ」（注 188 参照）、5 頁。

²⁰¹ 同上資料から算出すると、国道 14A 号線の全長は 120 km となる。しかるに、「新東京戦略 2015 行動計画」は、対象区間を 131 km と記している。両者の距離に 10 km ほどの差異があるが、依拠した情報による食い違いと考えられる。

²⁰² 同上資料、5 頁。

²⁰³ 同上資料、5 頁。同資料によれば、国道 16 号線は全区間にわたって、すでにアスファルト舗装されている。

²⁰⁴ 同上資料、3 頁によれば、1J 号線は全区間「未舗装」で全長 81 km。「新東京戦略 2015 行動計画」は、対象区間を 91 km と記しており、両者の記述に 10 km ほどの差異があるが、これは依拠した情報による食い違いと考えられる。

²⁰⁵ 同上資料、3 頁。

²⁰⁶ 前稿 A, 37 頁。

える。詳細は不明であるが、「新たな郡行政センター」所在地を整備するにあたって、そこへと至るアクセス道路の建設に必要な 8 橋梁に対する支援を、日本に要請したということであろう。カルム郡域には国道が及んでいないので、県レベルの地方道整備の一環であると考えられる。

5 番目の案件が対象とするパクタパーン (Parktapharn) は、サラワン県ラコンペン郡に所在する。本案件の詳細は不明であるが、既存の国境検問所に代わって新たな施設を建設する計画と考えられる。おそらく、それに付随して、国道 13 号線から対象地点へと至るアクセス道路 (県レベル地方道) の整備も必要となるであろう。

なお、パクタパーンについてインターネットで検索できる関連情報には、次のような記述が見える。“Paktaphanh Laos-Thailand Mekong border checkpoint in Lakhonpheng District, which has been planned to construct a MeKong bridge connecting Saravane to Amnatcharoen in Thailand”²⁰⁷。これによれば、メコン川を挟む対岸はタイのアムナートチャルーン県域であり、将来的に国際橋梁の建設が予定されている。換言すれば、両者間の越境往来は、現時点ではフェリーによってなされていると判断される。

以上の 5 案件は、ラオス政府からの提案に基づいて、2015 年 8 月採択の行動計画に新たに盛り込まれたものである。したがって、日本政府の支援事業として具体化されるか否かは、今後の検討や調査によって決定されることになろう。

《交通インフラ分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする、交通インフラ分野における 2008 年度以降の草の根・人間の安全保障無償資金協力として、以下のプロジェクトがある。なお、プロジェクト名の表記において、[] でくくった部分は引用者が適宜追加したものである。

2008 年度

* [サラワン県] ナパバーン村・ノンセーン村村落道建設計画

G/C 締結日：2008 年 7 月 16 日

分野：通信運輸

被供与団体 (団体の性格)：ナパバーン村 (地方公共団体)

供与額 (円)：9,028,700²⁰⁸

- ・2008 年 7 月 16 日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とボンタヴィ・リントハン・ナパバーン村村長との間で署名された。協力金額 79,900 米ドルである。サラワン県ラコンペン郡のナパバーン村、ノンセーン村から郡中心地までの既存の村落道 (約 9 km) は、雨季には通行不可能となる。道路を整備することによって、郡中心地に所在する医療施設や学校、市場などへのアクセスを改善し、地域住民の経済社会活動の活性化を図る。なお、この支援は 2004 年 11 月に日本・CLV 首脳会合で話し合われた「開発の三角地帯」の発

²⁰⁷ TTR Weekly, “Laos and Vietnam open new checkpoint”, July 3, 2014 (<http://www.ttrweekly.com/site/2014/07/laos-and-vietnam-open-new-checkpoint/>)。

²⁰⁸ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf)。なお、在ラオス日本大使館「平成 20 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/) は、供与金額を米貨で 79,990 ドルと記している。

展に貢献するものである²⁰⁹。

***[セコン県] ワーン村橋梁・水路建設計画**

G/C 締結日：2008年11月10日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：ワーン村（地方公共団体）

供与額（円）：9,402,165²¹⁰

- ・2008年11月10日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とケオパスット・ケオマニヴォン・セコン県公共事業局副局長との間で署名された。協力金額83,205米ドルである。セコン県タテン郡ワーン村から郡中心地につながる村落道に新たな橋梁を建設し、また水はけの悪い箇所に水路を新設することによって、陸の孤島状態を解消し、住民のアクセス向上を図るとともに、主要栽培物であるコーヒーやバナナなどの流通を円滑にする。住民の生活環境改善、経済活動の活性化を通じて貧困削減に寄与することを予期する。なお、この支援は2004年11月に日本・CLV首脳会合で話し合われた「開発の三角地帯」の発展に貢献するものである²¹¹。

2009年度

***チャムパサック県ナソン村村道建設計画**

G/C 締結日：2010年3月18日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：サナソムブン郡（地方公共団体）

供与額（円）：4,990,350²¹²

***チャムパサック県ナソン村橋梁建設計画**

G/C 締結日：2010年3月18日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：サナソムブン郡（地方公共団体）

供与額（円）：8,420,250²¹³

- ・以上の2プロジェクトについては、2010年3月18日にビエンチャンの外務省迎賓館で、宮下正明大使とパイワン・チョームチャンター・サナソムブン郡副知事との間で、贈与契約に署名され

²⁰⁹ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県ナパバーン村・ノンセン村間村落道建設計画」2008年7月16日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/shomei200716_2.html）。

²¹⁰ 前々注の外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成20年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf）。なお、前注の在ラオス日本大使館「平成20年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/）は、供与金額を米貨で83,205ドルと記している。

²¹¹ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：セコン県ワーン村橋梁・水路建設計画」2008年11月10日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/shomei201110_1.html）。

²¹² 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/gcck_a1.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/）は、供与金額を米貨で48,450ドルと記している。

²¹³ 前注の外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度」。なお、前注の在ラオス日本大使館「平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」は、供与金額を米貨で81,750ドルと記している。

た。協力金額それぞれ 48,450 米ドルと 81,750 米ドルである。村落道の整備と橋梁の建設によって、サナムブン郡中心地にある教育や医療施設などへのアクセスを改善し、地域住民の経済社会活動の活性化を図る²¹⁴。

- ・2011年6月22日、チャムパサック県サナムブン郡において、日本の支援で建設された村落道（81,750米ドル）と橋梁（48,450米ドル）、およびサナムブン郡病院（93,153米ドル）の引渡式が実施された。大使館から横田順子大使と富田明子二等書記官、ラオス側からはブンルート・ウォーラチット・サナムブン郡知事など多数の関係者が出席した²¹⁵。

2012年度

*サラワン県ナーサドーン村村落道建設計画

G/C 締結日：2013年3月28日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：コンセードン郡公共事業運輸局（地方公共団体）

供与額（円）：9,963,000²¹⁶

- ・2013年3月28日にビエンチャンの公共事業運輸省で、本プロジェクトに関する贈与契約が、横田順子大使とソムリット・ウンチット、コンセードン郡公共事業運輸局局長との間で署名された。署名式にはソムマート・ポンセナー公共事業運輸大臣やシーヘン・ホームソムバット・サラワン県副知事なども出席した。協力金額 123,000 米ドルである。対象村においては、村落道が未整備なため、主要生産物であるコメの市場への運送が困難である。また、雨季には車両通行が不可能となり（徒歩もしくは耕耘機での往來を余儀なくされる）、通学や医療施設へのアクセスが困難である。今回の支援によって、村落道沿線 6 か村の住民 4,303 名を対象とする地域交通の改善および地域経済の活性化を促し、同地域の貧困脱却に寄与することが期待される。

なお、日本政府の対ラオス草の根・人間の安全保障無償資金協力による村落道建設支援は、今までに 17 件、支援総額は 1,261,611 米ドルにのぼる²¹⁷。

5.3 教育分野

《チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画》（無償資金協力）

前稿 D において言及したとおり²¹⁸、日本政府はすでに 2006 年から南部ラオス諸県を対象とする技

²¹⁴ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：チャムパサック県ナソン村村落道建設計画」2010年3月18日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/shomei220318_3.html）；および在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：チャムパサック県ナソン村橋梁建設計画」2010年3月18日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/shomei220318_1.html）。

²¹⁵ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・引渡式：チャムパサック県『ナソン村村落道・橋梁建設計画』及び『サナムブン郡病院建設計画』」2011年6月22日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/hikiwatasi230622.html）。

²¹⁶ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 24 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成 24 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2012/）は、供与金額を米貨で 123,000 ドルと記している。

²¹⁷ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県ナーサドーン村村落道建設計画」2013年3月28日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2012/shomei250328.html）。

²¹⁸ 前稿 D, 212-215 頁。

術協力（就学率や地方教育行政能力の改善を目的とするソフト支援）として初等教育改善プロジェクト（第1、第2フェーズ）²¹⁹、2008年度に無償資金協力（校舎の増改築などハード支援）として学校環境改善計画を実施した²²⁰。さらにまた、前稿Eで指摘したとおり、JAIFスキームを利用して、サラワン、セコン、アタプー各県における小学校（一部は中学校）建設を支援している²²¹。

日本政府はその後も、2009年11月の「行動計画63」の5.3項で「ラオスの南部三州、ベトナム北部の山岳地帯、サイクロン『ナルギス』の影響を受けたミャンマーのエーヤワディ川デルタ地域などの貧困地域における学校建設を引き続き支援する」（前号94頁参照）と約束し、また、5.8項「景気減速により影響を受けやすい人々に対する支援を、以下の分野において実施する」の（1）で「国境地帯における貧困層への支援（ライフラインの確保、教育水準の向上、職業訓練の実施等）」（前号94頁参照）と約束するなど、ラオス南部における教育環境の改善を引き続き重視する姿勢を示している。

事実、2010年10月の第2回日本・メコン首脳会議の際に提示された実施成果マップでは、項目[5.3]に関わる案件として、「ラオスにおけるチャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画（無償、2010年6月15日E/N署名、供与限度額：10.18億円）」を記載している（前号95頁参照）。対象とされる2県のうちチャンパサック県が、2010年3月に「開発の三角地帯」に新たに追加された地方である²²²。

同事業の交換公文署名式は、2010年6月15日ビエンチャンにおいて、宮下正明大使とトンルン・シースリット副首相兼外相との間で実施された²²³。日本外務省の資料は、事業の概要を次のように説明している。

案件概要：本件協力は、ラオス南部のチャンパサック県及びサバナケット県の小・中学校計91校において、計404教室及びトイレ、職員室等を新增設し、机、椅子等の教室設備を整備するために必要な資金を供与するものです。

²¹⁹ この技術協力プロジェクトに関して前稿Dで言及しなかった関連資料として、JICA in Laos, "Project Supporting Community Initiative for Primary Education Development in Southern Provinces (CIED)" (<http://www.jica.go.jp/laos/english/office/others/c8h0vm000082pqu5-att/brochure.pdf>)がある。

²²⁰ この無償資金協力案件に関して、前稿Dで言及しなかった資料として、外務省「日本のODAプロジェクト ラオス 無償資金協力 案件概要」2015年5月28日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html#m012603)、および、JICA in Laos, "Project for Improvement of School Environment in Three Southern Provinces" (http://www.jica.go.jp/laos/english/activities/pdf/activity_02.pdf)。以上のうち、前者の外務省資料は次のような説明を付している。前稿Dの関連記述を補足するために引用する。「案件概要：メコン地域の中心に位置するラオスの安定的・持続的な成長は、地域全体の安全と繁栄にとって重要です。我が国は、ラオスの将来を担う人材の育成を支援すべく、基礎教育分野を対ラオス支援の重点とし、これまででも小学校の建設や教員育成等を支援してきました。本計画は、ラオス南部でカンボジア・ベトナムとの国境地帯に位置するサラワン県、セコン県及びアタプー県の老朽化した、または仮設の小学校74校を改修するものです」。「裨益効果：本件協力により約9,600人の子どもの教育環境が改善されることが見込まれます。また、我が国は、本件計画の対象地域で、住民参加型の学校維持管理能力の向上や教員に対する研修等の技術協力〔初等教育改善プロジェクトを指す〕を行っており、本計画との相乗効果が期待されます。また、日本国際協力システム(JICS)の資料(注227に後述)は、同事業によって「セコン県、アタプー県、サラワン県に74校290教室を建設し、9,280人の生徒たちがより良い環境で授業を受けることが可能となりました」と記している。

²²¹ 前稿E, 18-19頁。

²²² 前稿A, 23頁。

²²³ 外務省「ラオス人民民主共和国に対する無償資金協力に関する交換公文署名式（『チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画』）」2010年6月15日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/6/0615_04.html)。

メコン地域の中心に位置し、メコン河流域面積の約3分の1を占めているラオスが安定的かつ持続的な成長を遂げることは、地域全体の繁栄にとっても重要です。我が国は、1991年以降、ラオスに対する最大の支援国として同国に対して支援を実施してきており、本件実施により、二国間関係の更なる強化が期待されます。

裨益効果：本件協力により、両県における学校環境が質・量ともに改善し、就学率が向上することが期待されます²²⁴。

JICAによる「事業事前評価表」は、事業の背景と必要性について次のように説明している（要約）。——ラオスの基礎教育分野においては、学校数の着実な増加など改善されている面もあるが、全国で約54%の小学校が5年間の義務教育を提供できない不完全校であり、また、約15%の村では通学可能な範囲に小学校が存在しない。チャンパサック県およびサバナケット県では、初等教育就学率の改善などによる生徒数の増加に伴い、校舎、教室数などの不足が著しい。既存の施設自体、同地域ではその50～60%が木造の仮設校舎ないしは半耐久校舎であり、かつ老朽化が目立つ。しかも、一般教育課程が従来の11（5-3-3）年制から2009年10月までに12（5-4-3）年制に移行する計画であり、中学校でも教室の増設が必要となっている。日本政府の対ラオス国別援助計画は、「人間の安全保障」に基づく貧困削減の促進、そして国連ミレニアム開発目標（MDGs）の達成などの観点から、基礎教育の充実を重視している。特に、本計画が対象とするラオス南部地域は「CLV 開発の三角地帯」に位置づけられており、対ラオス援助においても優先度の高い地域である²²⁵。

より具体的に、計画が対象とするのは、2県における次の12郡である。

- ・チャンパサック県6郡（パクセ郡、サナソンブン郡、バチエン・チャルンスク郡、パクソン郡、パトゥンボン郡、ポントン郡）
- ・サバナケット県6郡（カイソン郡、ウートンボン郡、ソンコン郡、チャンボン郡、サイブリー郡、サイポントン郡）

事業の内容は、合計91校に対する校舎・教室の建設、および機材の提供である。

【施設】チャンパサック県：50校252教室（小：35校169教室、中：15校83教室）；サバナケット県：41校152教室（小：26校92教室、中：15校60教室）

【機材】小学校：教室、職員室、トイレ、倉庫兼読書室、教室設備（椅子、机など）；中学校：教室、職員室、トイレ、倉庫兼読書室、教室設備（椅子、机など）、及び理科室（モデル校的な学校2校を対象）

総事業費は11.12億円（日本側概算協力額10.89億円、ラオス側0.23億円）、事業スケジュール予

²²⁴ 注220に示した外務省資料「日本のODAプロジェクト ラオス 無償資金協力案件概要」。また、前注に示した外務省資料も、やや簡略化された形で引用文とほぼ同様の説明を加えている。

²²⁵ JICA（東南アジア第二部東南アジア第七課）「事業事前評価表：ラオス人民民主共和国チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画（Project for the Improvement of School Environments in Champasack and Savannakhet Provinces）」の2。事業の背景と必要性（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1060320_1_s.pdf）。同資料は、日本の対ラオス支援における南部地域の重要性を指摘した後、同地域に対する教育分野での支援実績として、技術協力「南部3県におけるコミュニティ・イニシアティブによる初等教育改善プロジェクト」（2007年R/D締結）、ならびに無償資金協力（コミュニティ開発支援無償）「南部3県学校環境改善計画」（2009年E/NおよびG/A締結）、さらにチャンパサック県およびサバナケット県を対象とし2010年2月より開始予定の技術協力「理数科現職教員研修改善プロジェクト」（2009年11月R/D締結）を列挙している。

定は2010年8月～2012年3月（詳細設計，入札期間を含む，合計20か月），カウンターパートはラオス教育省計画局（DPC），ならびにチャンパサック県とサバナケット県の教育局（PES）である。

同評価表は，事業の定量的効果を次のように予測する（基準値は2009年，目標値は2015年）。——「良好な環境にある教室数」は，対象とする小学校で106室から367室へ，中学校で107室から250室へ，「良好な環境が提供されている生徒数」は，小中合計で7,672人から14,152人へと増大する²²⁶。

事業の実施については，調達代理機関である一般財団法人・日本国際協力システム（JICS）が，2010年7月15日にラオス教育省と調達代理契約（A/A）を締結して，プロジェクト全体の監理を請け負った²²⁷。

JICSによる2012年7月時点での資料によれば，事業の進捗状況は次のとおりである（要約）。——2010年8月に施工監理コンサルタントとして（株）毛利建築設計事務所と契約，2010年9月～10月に施工第1グループ67校分の施工業者9社と契約，2011年4月～6月に同67校分の機材納入業者4社と契約，2011年8月に施工第2グループ24校分の施工業者2社と契約，2011年10月に同24校分の機材納入業者3社と契約，2012年3月に追加4校分の施工業者2社と契約，2012年7月には同4校分の機材納入業者と契約（予定）。

そして，第1グループ67校の完工は2011年9月，第2グループ24校の完工は2012年5月，追加4校の完工は2012年9月（予定）である。すなわち，当初予定していた91校の他に，入札の結果生じた残余金を利用する形で新たに4校が追加され，合計95校で校舎が新築され，また機材が整備されたのである。その結果，14,824人の生徒たちがより良い学習環境で授業を受けることが可能となった。

同事業の引渡し式は，当初計画分91校の工事が完了した直後の2012年5月25日に，サバナケット県ソンコン郡のパクソン中学校において実施され，ファクハム・ヴィファヴァン教育相，横田順子大使，戸川正人 JICA ラオス事務所所長などが列席した。

JICSの報告は，事業の成果を次のように締めくくっている。「ラオスでこれほど多数の学校を1つのプロジェクトで建設するのは初めての事です。しかも建設された校舎は外観が綺麗だけでなく教室内部も清潔で，生徒たちだけでなく，父兄や学校をコミュニティ活動の場とする地域の人々にも喜ばれています。これらの学校は，子供たちの将来に，そして日本とラオスの友好をさらに深めるのに，きっと役立つことでしょう」²²⁸。

《理数科現職教員研修改善プロジェクト》（技術協力）

以上のハード面での支援事業とほぼ並行して，同じくチャンパサック，サバナケットの2県，およびカムアン県を対象とするソフト面での技術協力「理数科現職教員研修改善プロジェクト」が実施された。ちなみに，以上の3県のうち，チャンパサックのみが「開発の三角地帯」に属する地方である。

²²⁶ 前注に示した JICA（東南アジア第二部東南アジア第七課）「事業事前評価表」の3.事業概要，および6.評価結果。

²²⁷ 日本国際協力システム（JICS）「ラオスコミュニティ開発支援無償：小中学校91校が完成！『チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画』で引渡し式を実施」2012年7月18日（http://www.jics.or.jp/jigyuu/musho/community/laos_201207.html）。

²²⁸ 同上資料。

JICA の関連資料によれば、R/D（討議議事録）の締結は 2009 年 11 月 19 日、協力期間は 2010 年 2 月から 2013 年 10 月までの 3 年 8 か月、日本側の協力額は約 3 億 9 千万円（ただし事業終了時の評価によれば、実際の日本側協力額は 3 億 2 千万円、またラオス側の負担は 7 億 4,662 万 3,000 キューブ）、ラオス側のカウンターパートは教育省教員養成局（DTE）と就学前・初等教育局（DPPE）、および当該県の教育局（PES）、郡の教育局（DBE）、そして教員養成校（TEI）であった²²⁹。

本案件の経緯に関して、JICA の関連資料は次のように説明している（要約）。——JICA はすでに、理数科カリキュラム開発などのワークショップ開催を目的として、1998 年度に短期専門家を派遣、さらに 1999 年度から教育省個別アドバイザー（長期専門家）を派遣、2002 年度からは国別研修「ラオス初等中等理数科教育コース」を 5 年の予定で開始し、教員養成校（TEI）の教官や教員養成に関わる人材を対象とした研修を実施してきた。それと並行して、2004 年から 4 年にわたり、TEI 理数科教官の質改善を目的とする技術協力「理数科教員養成プロジェクト」を実施した²³⁰。

本項で取り上げる「理数科現職教員研修改善プロジェクト」は、以上の一連の事業を継承するものとして、ラオス政府の要請に基づき実施された。事業の内容は、モデル授業案を開発し学校の現場で実地に活用することを通じて、県や郡の教育局幹部の管理能力、対象地域に所在する二つの教員養成短期大学（TTC）や多数の教員養成機関（TEI）の教員のトレーナーとしての能力、そして一般の学校教員の教育能力を改善することにある。日本からは株式会社 VSOC（Vision and Spirit for Overseas Cooperation Co.,Ltd.）を通じて 6 名の専門家が派遣され、また関連機材が供与された²³¹。

対象となったのは次の 8 郡であった。そのうちのチャンパサック県 3 郡が「開発の三角地帯」に属する。

チャンパサック県：サナソンブン郡、バチエン郡、バクソン郡

サバナケット県：カイソン郡、チャンボン郡、ランサイ郡

カムアン県：タケク郡、ヒンブン郡²³²

²²⁹ JICA（ラオス事務所／人間開発部基礎教育第一課）「事業事前評価表（技術協力プロジェクト）：ラオス国理数科現職教員研修改善プロジェクト（Project for Improving In-service Teacher Training For Science and Mathematics Education）」2009 年 9 月 28 日（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900384_1_s.pdf）；JICA ラオス事務所「ラオス人民民主共和国理数科教員養成プロジェクト終了時評価調査報告書」2009 年 11 月所収の「終了時評価調査結果要約表」（http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086484_01.pdf）、および JICA（ラオス事務所／人間開発部基礎教育第一課）「事業事前評価表（技術協力プロジェクト）：ラオス国理数科現職教員研修改善プロジェクト（Project for Improving In-service Teacher Training For Science and Mathematics Education）」2009 年 9 月 28 日（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900384_1_s.pdf）；JICA ラオス事務所「ラオス人民民主共和国理数科教員養成プロジェクト終了時評価調査報告書」2009 年 11 月所収の「終了時評価調査結果要約表」（http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086484_01.pdf）。なお、日本側の協力額が事前評価の段階では約 3 億 9 千万円とされていたのに、終了時評価で約 3 億 2 千万円となったのは、為替レートの変動（円高の進行）によるものと判断される。ちなみに、ラオス側の負担額を、2013 年 9 月 27 日時点のレート 1 円＝79.7875 LAK（<http://ja.exchange-rates.org/Rate/JPY/LAK/2013-09-27>）で仮に換算すると、約 936 万円に相当する。

²³⁰ 前注に示した JICA（ラオス事務所／人間開発部基礎教育第一課）「事業事前評価表（技術協力プロジェクト）：ラオス国理数科現職教員研修改善プロジェクト」；ならびに JICA ラオス事務所「ラオス人民民主共和国理数科教員養成プロジェクト終了時評価調査報告書」2009 年 11 月所収の「終了時評価調査結果要約表」。

²³¹ 前々注に示した JICA（ラオス事務所）「終了時評価調査結果要約表：ラオス人民民主共和国理数科現職教員研修改善プロジェクト（ITSME）」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0900384_3_s.pdf）；ならびに JICA/株式会社 VSOC「ラオス人民民主共和国理数科現職教員研修改善プロジェクト事業完了報告書」2013 年 10 月（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12126710.pdf>）の添付地図。

²³² 前注に示した JICA/株式会社 VSOC「ラオス人民民主共和国理数科現職教員研修改善プロジェクト事業完了報告書」2013 年 10 月の添付地図。

より具体的に、3県合計で対象となった学校数は116校、教員数は800名、裨益する生徒数は18,930名であった²³³。

《南部地域前期中等教育環境改善計画》（無償資金協力・実施中）

日本政府は、さらに2014年度からハード面の無償資金協力「南部地域前期中等教育環境改善計画」を開始した。同事業に関する交換公文は、2014年3月4日ビエンチャンにおいて岸野博之大使とトンソン・シースリット副首相兼外相の間で署名された²³⁴。総事業費10.79億円、うち日本側の概算協力額10.69億円、ラオス側の負担0.1億円、協力予定期間は2014年5月から2016年8月まで計28ヶ月（詳細設計、入札期間を含む）、実施機関はラオス教育省である²³⁵。

「事業事前評価表」によれば、「開発の三角地帯」に属するサラワン、セコン、アッタプー3県に所在する45の前期中等学校において、施設（教室235、教員室36、教員室36、トイレ36、倉庫37、学生寮3）を建設し、教室家具類を調達する²³⁶。前述の2008年度に実施されたラオス南部各県に対するハード支援がもたらした小学校を対象とするものであったのに対して、今回は中学校を対象とする。

同一資料によれば、事業の「定量的効果」は、次のように予測される（基準値を2013年、目標値を事業完成3年後の2019年に置く）——良好な環境で学べる生徒数は2,800人から12,040人に増大する。新たに就学可能となる生徒数は5,143人。不完全中学校（全ての学年への教育が提供できない中学校）の数は、（140校中）40校から（147校中）24校に減少する。

「定性的効果」としては、次の5点を挙げる。

- ①計画対象校が属するコミュニティの学校教育への参加意識の高揚につながる。
- ②学生寮を建替えることにより、学校から離れた地域に生活する生徒の通学意欲が向上する。
- ③トイレを整備することにより、生徒の衛生に対する意識が向上する。
- ④トイレを整備することにより、女子生徒の通学意欲が向上する。
- ⑤当該南部3県（サラワン県、セコン県、アッタプー県）において、前期中等教育を終える人材が育成されることで、ラオスの産業人材育成の基礎作りにつながる。

また近年当該南部3県に隣接するサバナケット県にある工業団地への日系企業の進出が進んでおり、将来的にサバナケット県をはじめとする日系企業等への人材の供給源となることが期待される²³⁷。

事業の背景と必要性について、同じ資料は次のように記している（要約）。——ラオスの初等教育環境はかなり改善され、純就学率も2011年には94.1%に達したが、その反面、今後増大が見込まれ

²³³ 同上資料所収の「要約」xi頁。

²³⁴ 在ラオス日本大使館「ラオス人民民主共和国に対する無償資金協力に関する交換公文の署名について」2014年3月4日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h25/140304_1.html）。

²³⁵ JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課）「事業事前評価表：ラオス人民民主共和国南部地域前期中等教育環境改善計画（the Project for Improving Secondary School Environment in the Southern Provinces）」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1360800_1_s.pdf）。

²³⁶ 同上。なお、同事業の事前準備調査段階では、「約100校の新設・改修」とされていた。JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第四課）「無償資金協力案件概要書：ラオス人民民主共和国南部3県前期中等教育環境改善計画準備調査（The Project for Improving Secondary School Environment in the Southern Provinces）」2013年2月26日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/08gaiyo_laos2.pdf）。

²³⁷ 注235に示したJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第二課）「事業事前評価表」の3.事業概要、および6.評価結果。

る初等教育修了者の受皿としての前期中等教育の環境が整っていない。前期中等学校の数是全国で835、うち35%の学校では施設・機材が不備である。特に「CLV 開発の三角地帯」に位置する南部3県では貧困問題が深刻であり、前期中等教育施設も他地域に比べて劣悪である。一方、市場経済への移行を進めている同国では、識字能力、基礎的計算能力を備えた労働力のニーズが高まっており、前期中等教育での基礎的能力の涵養は、より高度な産業人材育成にとって必須の前提である²³⁸。

本事業は目下実施中であり、本項冒頭に引用したとおり、その完了は2016年8月とされている。ちなみに、2015年8月の日本・メコン外相会議で採択された「新東京戦略2015行動計画」においても、「日本及びラオスは〔中略〕南部地域前期中等教育環境改善計画〔中略〕について着実に実施していく」と述べている（前号104-105頁参照）。

《教育分野における日本 NGO 連携無償資金協力》

以上のほかに、日本 NGO 連携無償資金協力のスキームで、「開発の三角地帯」に属するラオス南部各県を対象とした教育分野に関連する支援案件が、以下のとおり実施されている。

「ラオスにおける村ぐるみでの学校教育支援事業」：発展途上国支援で実績を持つ NGO（公益社団法人）シャンティ国際ボランティア会（SVA）が手がけた事業である。贈与契約の署名式は2006年11月2日、贈与額は138,194米ドルである²³⁹。

同事業によって、サラワン県ワピー郡バーンラオ村に小学校を建設（ボートン・インター建設会社が工事を請け負い、2006年11月15日に着工、2007年4月30日に竣工、2007年10月7日に贈呈式）。また、同県のワピー郡（2006年11月15日着工、2007年4月30日竣工）、およびラオンガム郡（2006年11月15日着工、2007年4月30日竣工）、そしてボリカムサイ県ターパパーツ郡（2006年11月14日着工、2007年4月30日竣工）にリソースセンターを建設し教材を提供した。同時に、対象地域で、スクールクラスターの運営研修会、小学校教員の質向上研修会、父母研修会、そしてリソースセンターや図書館の運営に関する研修会を実施した²⁴⁰。

「サラワン県における少数民族の子どもを中心とした初等教育改善事業」：実施団体は同じくシャンティ国際ボランティア会（SVA）である。贈与契約は2008年7月15日にビエンチャンの日本大使館で、宮下正明大使と川村仁 SVA ラオス事務所代表との間で署名された。供与額は127,175米ドルである²⁴¹。

事業の実施期間は2008年7月15日から2009年7月14日、事業経費は121,805米ドル（契約額

²³⁸ 同上の2. 事業の背景と必要性。

²³⁹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）。

²⁴⁰ シャンティ国際ボランティア会「日本 NGO 支援無償資金協力事業完了報告書（ラオス）」2008年1月10日（<http://sva.or.jp/about/pdf/nreport/report-2006-003.pdf>）。実施団体のシャンティ国際ボランティア会は、カンボジア難民の緊急支援活動を目的として1980年に設立された曹洞宗東南アジア難民救済会議（JSRC）に起源を持つ。同組織は1981年に曹洞宗ボランティア会（SVA）に改組され、さらに1999年に社団法人シャンティ国際ボランティア会、そして2011年に現在の公益社団法人シャンティ国際ボランティア会となった。シャンティ国際ボランティア会「シャンティのあゆみ」（<http://sva.or.jp/about/history.html>：2015年8月11日検索）。

²⁴¹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：ラオス・サラワン県における少数民族の子どもを中心とした初等教育改善事業」2008年7月15日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2008/shomei200715.html）。

より 5,370 米ドル減)であった。サラワン県における少数民族を中心とした児童の「初等教育の改善」と「読書推進」をふたつの大きな目的として、ハード面では移動図書館設置のためのラオ語書籍配布、ソフト面では図書館の活用などを目的とした小学校教員への研修会(5回)を実施した。具体的にはワピー郡内で 24 か所、ラオンガム郡内で 18 か所(リソースセンターもしくは小学校)にラオ語書籍(物語、歴史、世界、仏教等)を配布し、研修会には配布先の小学校教員や校長、リソースセンター担当職員、県や郡の教育局職員など合計 74 名が参加した²⁴²。

さらに、在ラオス日本大使館の作成した資料は、本事業の趣旨を以下のように説明している(要約)。——サラワン県に居住する様々な少数民族は公用語であるラオ語の理解力が不十分であり、就学率や留年率に悪影響を与えている。本事業では約 100 冊のラオス語絵本を収納した「移動図書館」を対象地域の小学校に配布し、また教員に対して図書の管理・絵本の読み聞かせ・読書推進等に係る研修を実施し、当該地域の基礎教育の質向上を図る²⁴³。

「サラワン県における初等教育の質改善事業」：実施団体は同じくシャンティ国際ボランティア会(SVA)である。贈与契約は 2010 年 9 月 9 日にビエンチャンの日本大使館で、宮下正明大使とブンニュアイ・カンタパンニャSVA 学校教育支援事業担当者との間で署名された。供与額は 172,636 米ドルである。SVA がサラワン県のワピー郡およびラオンガム郡において 2006 年から実施している支援事業を継承し、当該地域の教員を対象とする研修を通じて、ラオス政府の新方針に沿った学習指導方法、教室運営方法の拡充を図る²⁴⁴。

なお、実施団体の SVA は、サラワン県を対象とする以上の 3 事業以前に、「開発の三角地帯」に属さない)ボリカムサイ県で「統合的地域教育環境開発事業」を展開した経験を持つ(1999～2003 年)²⁴⁵。

「セコン県における子ども文化センターの設立と少数民族の子どもの発達支援」：実施団体は特定非営利活動法人エファジャパンである。贈与契約(G/C)は 2009 年 11 月 12 日、ビエンチャンの日本大使館で宮下正明駐大使と中村いずみエファジャパンラオス事務所代表との間で署名された。供与額は 98,822 米ドルもしくは 10,188,966 円である²⁴⁶。

²⁴² シャンティ国際ボランティア会(若林恭英会長)の在ラオス日本大使館(宮下正明)宛て報告書、2009 年 8 月 17 日 (<https://sva.or.jp/about/pdf/nreport/report-2008-003.pdf>)。

²⁴³ 前々注に示した在ラオス日本大使館資料。

²⁴⁴ 前々注に示したシャンティ国際ボランティア会の報告書。ちなみに、在ラオス日本大使館が作成したサラワン県の紹介記事でも、日本政府による「最近の経済協力実績」の NGO 連携無償の欄に「2006 年度：ラオスにおける村ぐるみでの学校教育支援事業(シャンティ国際ボランティア会)」、「2009 年度：少数民族の子どもを中心として初等教育改善事業(同上)」、「2010 年度：統合的初等教育改善事業(ワピー郡、ラオンガム郡)(同上)」の 3 案件を列挙している。在ラオス日本大使館「サラワン県」2011 年 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/content_japan_laos_relations/laos/14saravan.pdf)。

²⁴⁵ シャンティ国際ボランティア会『ラオス総合的地域教育環境開発事業評価報告書』(教育と開発リサーチペーパー8) 2005 年 5 月。また、シャンティ国際ボランティア会「ラオス：これまでの活動」(<http://sva.or.jp/activity/oversea/laos/activity.html> : 2015 年 8 月 11 日検索)で、「統合的地域教育環境開発事業」という見出しの下に、「教育・農業などの開発を目通して、自立した農村の確立を目指す事業です。住民図書館活動、校舎建設、学校農園の開設、農業セミナーを開催しました」と述べている。

²⁴⁶ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：セコン県における子ども文化センターの設立と少数民族の子どもの発達支援」2009 年 11 月 12 日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2009/shomei211112.html) ; 外務省「日本 NGO 連携無償資金協力：地域・国名別：平成 21 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m21_ck.html)。実施団体の特定非営利活動法人エファジャパンは、自治労(全日本自治団体労働組合)が社会貢献事業として 1994 年に開始したアジアの子どもの家事業を引き継いだ国際協力団体(NGO)であり、ベトナム、ラオス、カンボジアの子どもの家などを中心に、子どもの権利を実現するための取り組みを行っている。エファジャパン「エファについて」(http://www.efa-japan.org/?page_id=3168 : 2015 年 8 月 11 日検索)。

セコン県で2009年11月末から事業を開始、担当職員1名を常駐させ、老朽化していた「こども文化センター」を改修し、新しい家具類を納入した²⁴⁷。同センターを核として読書推進運動を展開し、伝統音楽、舞踊、スポーツを練習する場を提供して、児童の情操教育の充実を図る。同時に、センター職員に対して、センターの運営、読書推進運動、子供の権利保護などに関する研修を行う。さらに、子供ボランティアを募って「移動子ども文化センター」を組織し、センターから離れた村々で少数民族の子どもたちに対する出張活動を実施する²⁴⁸。エファジャパンによる「セコン県子ども文化センター設立事業」は、1年間の活動を経て、2010年11月に終了した²⁴⁹。

「小中学校における図書活用強化事業（第1期）」：実施団体は特定非営利活動法人「ラオスのこども」（ALC）である。同組織は1991年からラオスの小学校への図書配付、図書管理に関する教員研修を開始し、また1995年からは空き教室を活用した学校図書室の整備と図書補充、フォロー研修などを実施してきた。その延長上に、本事業では読書指導の動機づけと、授業での図書活用、文章読解を促す教授法などのテクニックを教員が習得できるように支援する²⁵⁰。

贈与契約（G/C）は2011年10月7日にビエンチャンの日本大使館で、横田順子大使とスラピー・ヴィラヴォン ALC ラオス事務所長代理との間で署名された。供与額は125,054米ドルもしくは11,129,806円²⁵¹。事業期間は2011年10月16日から2012年10月15日までの1年間、事業の対象は1998年から2008年までの間にALCの支援によって図書室が設置された小中学校である。「開発の三角地帯」に属さないカムアン県の3郡に所在する4小学校と2中学校、およびサバナケット県の7郡に所在する5小学校と7中学校、そして「開発の三角地帯」の一角を構成するチャンパサック県のパクセー、パトゥムポーン、チャンパサック、スクマーの4郡に所在する11小学校と5中学校である。対象となる教員数は約900人、在校生徒数の合計は約2万人である²⁵²。

事業の「完了報告」によれば、対象校で図書室管理運営、図書活用に関するセミナーを開催し、また各校を個別訪問して指導するとともに、小学校高学年から中学生向けの副読本として絵本や短編集など4種類を出版し、小学校には各35冊、中学校には各50冊ずつ配布した。さらに、活動結果を

²⁴⁷ エファジャパン「セコン県子ども文化センター改築が修了 [ママ] しました」（<http://www.efa-japan.org/?p=979>）。

²⁴⁸ 前々注の在ラオス日本大使館資料。

²⁴⁹ エファジャパン「セコン県子ども文化センター設立事業、無事終了」2010年11月30日（<http://www.efa-japan.org/?p=5461>）。なお、事業終了から2年後の2012年10月、エファジャパンの職員が現状視察のために同センターを訪問し、活動用具を寄贈している。エファジャパン「セコン県 CCC の現状を視察、活動用具を寄贈」2012年10月16日（<http://www.efa-japan.org/?p=7959>）。

²⁵⁰ 外務省「小中学校における図書活用強化事業（第1期）（Enhancement of utilization of books at primary and secondary schools）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/111007.html）；および同上資料添付の「事業地地図」；「事業実施計画詳細（事業申請書）」。実施団体の特定非営利活動法人「ラオスのこども」は、1982年に発足、ラオスの子どもたちの教育環境の向上を目的として、現地ラオスおよび日本で活動する国際協力 NGO である。より具体的には、ラオスで絵本・児童書の出版、学校への図書の配付、学校図書室の設立運営支援、教員の研修などを通じての読書習慣の普及、本や紙芝居の活用による学校教育の充実、作家や画家、編集者など本の作り手の育成、そして子どもが集い遊び学べる場である「子ども文化センター」の運営支援など実施し、またそれらの活動によって得た知識や情報を日本社会に発信する。ラオスのこども「『ラオスのこども』とは？」（http://homepage2.nifty.com/asptokyo/part_1/part_1.htm）。

²⁵¹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：小中学校における図書活用強化事業（第1期）」2011年10月7日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2011/shomei231007.html）；在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）。

²⁵² 前々注および前注の各資料。

県や郡の担当部局と共有するための評価会合を実施した。事業の成果としては、図書室の開放時間が拡大し、図書を利用する生徒が増加、また読み聞かせ、演劇・詩の詠唱など、授業での図書活用が増大した。さらに、各校の図書室運営体制も改善され、担当教員に異動があっても活動に継続性が保たれるようになった²⁵³。

「小中学校における図書活用強化事業（第2期）」：実施団体は第1期と同じく「ラオスのこども」（ALC）である。贈与契約は2012年11月29日にビエンチャンの日本大使館で、横田順子大使とスラピー・ヴィラヴォン ALC ラオス事務所長との間で署名された。供与額は162,539米ドルもしくは13,165,659円である²⁵⁴。

第1期においては、対象校の個別訪問とそれに基づくきめの細かな指導がカムアンとサバナケットの2県に偏ったために、第2期ではチャンパサック県に対する支援を重視し、さらにセコン県を新たに加えた。対象4県のうち、チャンパサックとセコンの両県が「開発の三角地帯」に属する。

事業の対象校は、カムアン、サバナケット、チャンパサック各県については、第1期と同じである。セコン県については、ターテン郡とラマーム郡に所在する2中学校が新たに対象とされた。以上の4県に所在する小学校20校、中学校16校、合計36校の教員数は1,067人、在校生徒数は20,040人である。カムアンとチャンパサックの両県における対象校での活動をフォローアップすると同時に、チャンパサックとセコン2県の対象校を個別訪問、指導して図書室活動活性化の道筋をつける。事業期間は2012年12月1日から2013年11月30日までの1年間である²⁵⁵。

《教育分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする、教育分野における2008年度以降の草の根・人間の安全保障無償資金協力として、以下のプロジェクトがある。

2009年度

*セコン県チュンラー中学校建設計画

G/C 締結日：2010年3月30日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：チュンラー村（地方公共団体）

供与額（円）：7,112,150²⁵⁶

- ・2010年3月30日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とクアイ・マニウォン・チュンラー村村長との間で署名された。協力金額69,050米ド

²⁵³ 注250に示した外務省資料に添付された「完了報告」。

²⁵⁴ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：小中学校における図書活用強化事業（第2期）」2012年11月29日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2012/HP_ALC_jpn29Nov.pdf）；在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）。

²⁵⁵ 外務省「小中学校における図書活用強化事業（第2期）（Enhancement of utilization of books at primary and secondary schools（Phase II）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/121129.html）；および同上資料添付の「事業地地図」；「事業実施計画詳細（事業申請書）」；「中間報告」。

²⁵⁶ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/gcck_a1.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/）は、供与金額を米貨で69,050ドルと記している。

ルである。同村に新しい中学校の校舎を建設し、机、椅子、黒板などの備品を整備する。

日本政府はこれまでに、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて14校の中学校建設を支援してきた²⁵⁷。

- ・2011年2月9日にセコン県タテン郡チュンラー村において、日本の支援（69,050米ドル）で建設された中学校校舎の引渡式が実施され、日本大使館からは富田明子二等書記官、ラオス側からはタテン郡ワンサイ・サリティティラート代表議員、タテン郡教育局カンパイ・ソマワット局長、チュンラー村長クワイ・マニヴォン村長、および多数の教職員、生徒が出席した。古い校舎では296人の生徒が勉学していたが、新校舎になってからは324人が通学している²⁵⁸。

2010年度

*セコン県ポーン中学校建設計画

G/C 締結日：2011 平成 23 年 1 月 25 日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ラムム郡教育局（地方公共団体）

供与額（円）：6,439,000²⁵⁹

- ・2011年1月25日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、横田順子大使とブアライ・ビライヴォン・ラムム郡教育局長との間で署名された。協力金額68,500米ドルである。ポーン中学校の既存の校舎は簡単な造りで壁もなく、また生徒数が多いために二部制で授業を行わざるを得なかった。本プロジェクトで新校舎1棟（7教室および職員室）とトイレを建設し、机、椅子などの備品を供与する²⁶⁰。
- ・2012年5月9日にセコン県ラマーム郡ポーン村において、草の根・人間の安全保障無償資金協力（総額68,500米ドル）により建設された中学校校舎の引渡式が実施され、日本大使館からは富田明子二等書記官、ラオス側からはカムセン・トゥマヴォンサ・ラマーム郡副郡長、ブアリー・ヴィライヴァン・ラマーム郡教育局長および同校生徒、教職員が出席した。新築された校舎（420平米）には7教室、1職員室およびトイレが整備され、あわせて黒板、書架、机・椅子などの備品も供与された。現在同校には郡内の8村から577人の生徒が通学している。同村では、小学校校舎も日本政府の支援により建設されている。
日本政府は今までに、ラオス全国で小学校375校、中学校58校の建設を支援してきた²⁶¹。

²⁵⁷ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：セコン県チュンラー中学校建設計画」2010年3月30日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/shomei220330_2.html）。

²⁵⁸ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・引渡式：セコン県チュンラー中学校建設計画」2011年2月9日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/hikiwatasi230209.html）。

²⁵⁹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 22 平成年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成 22 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/）は、供与金額を米貨で68,500ドルと記している。

²⁶⁰ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：セコン県ポーン中学校建設計画」2011年1月25日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/shomei230125p.html）。

²⁶¹ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・引渡式：セコン県ポーン中学校建設計画」2012年5月9日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/hikiwatasi240509.html）。

2012 年度

*セコン県フワムアン中学校建設計画

G/C 締結日：2013 年 3 月 14 日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：タテーン郡教育・スポーツ局（地方公共団体）

供与額（円）：4,968,054²⁶²

*チャムパサック県ルワンソ小学校建設計画

G/C 締結日：2013 年 3 月 14 日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：チャムパサック県教育・スポーツ局（地方公共団体）

供与額（円）：4,935,249²⁶³

・以上の 2 プロジェクトは、それ以外の 3 案件（ウドムサイ県ナートン中学校および生徒寮，フアパン県ナークアヌア中学校，ポリカムサイ県トンナーミー中学校）とともに、2013 年 3 月 14 日にビエンチャンの教育・スポーツ省において、横田順子大使と該当する県もしくは郡の教育・スポーツ局局長との間で署名された。署名式にはバンカム・ヴィパーワン教育・スポーツ大臣なども出席した。

支援対象のセコン県フワムアン中学校では生徒数に対して教室が不足しており、チャムパサック県ルワンソ小学校では適切な校舎が存在しない²⁶⁴。

2014 年度

*チャンパサック県ノーンホイ中学校建設計画

G/C 締結日：2014 年 11 月 5 日

分野：教育

被供与団体（団体の性格）：チャンパサック県教育・スポーツ局（地方公共団体）

供与額（円）：9,953,752²⁶⁵

*アッタプー県サブアン中学校建設計画

G/C 締結日：2014 年 11 月 5 日

分野：教育

被供与団体（団体の性格）：アッタプー県教育・スポーツ局（地方公共団体）

²⁶² 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 24 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.html)。なお、在ラオス日本大使館「平成 24 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2012/)は、供与金額を米貨で 61,334 ドルと記している。

²⁶³ 前注の外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 24 年度」。なお、前注の在ラオス日本大使館「平成 24 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」は、供与金額を米貨で 60,929 ドルと記している。

²⁶⁴ 「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：ウドムサイ県・フアパン県・ポリカムサイ県・セコン県・チャムパサック県における校舎・生徒寮建設計画」2013 年 3 月 14 日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2012/shomei250314.html)。

²⁶⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 26 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html)。なお、在ラオス日本大使館「平成 26 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2014/)は、供与金額を米貨で 102,616 ドルと記している。

供与額（円）：8,281,375²⁶⁶

- ・以上の2プロジェクトは、それ以外の2案件（フアパン県ラーンシアン中学校とシェンクワン県プーケン小学校）とともに、2014年11月5日にビエンチャンの教育・スポーツ省において、岸野博之大使と該当する県もしくは郡の教育・スポーツ局局长との間で、贈与契約に署名された。署名式にはセンドゥアン・ラチャンタヴォン教育・スポーツ副大臣なども出席した。ノーンホイ中学校については、中高一貫校へ移行中で教室が不足しているため、新しい校舎2棟を増築する。サブアン中学校については、まだ自前の校舎がなく、小学校の旧校舎を仮使用しているため、校舎を新築する²⁶⁷。

*アッタプー県ターラーン中学校建設計画

G/C 締結日：2015年3月12日

分野：教育

被供与団体（団体の性格）：アッタプー県教育・スポーツ局（地方公共団体）

供与額（円）：7,450,085²⁶⁸

- ・本プロジェクトは、他県の合計6校の案件とともに、2015年3月12日にビエンチャンの教育・スポーツ省において、岸野博之大使と該当する県および郡教育・スポーツ局局长との間で、贈与契約に署名された。署名式にはセンドゥアン・ラチャンタヴォン教育・スポーツ副大臣なども立ち会った。以上のうちルアンナムター県、フアパン県、アッタプー県における計4件のプロジェクトは、中学校の建設もしくは建て替えである。現在、これらの学校には中学校校舎がなくて小学校校舎を間借りしているか、もしくは既存の校舎の老朽化が甚だしく風雨で授業が中断される。なお、日本政府は1989年からこれまでに、草の根・人間の安全保障無償資金協力471件（うち教育関係案件262件）を実施してきた²⁶⁹。

5.4 医療・保健分野

《2008年以前の医療・保健分野における日本 NGO 連携無償資金協力》

前稿Dで言及したとおり、日本政府が2006年から2008年にかけてラオスの郡レベル病院の改善計画に関する無償資金協力を実施した。その対象には、「開発の三角地帯」に属するサラワン県コンセドン郡や（その後「三角地帯」に追加された）チャンパサック県チャンパサック郡が含まれていた。さらに、前稿Eで指摘したとおり、JAIFのスキームを通じて、サラワン県における郡病院や村保健所の建設を支援した²⁷⁰。

²⁶⁶ 前注の外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成26年度」。なお、前注の在ラオス日本大使館「平成26年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」は、供与金額を米貨で85,375ドルと記している。

²⁶⁷ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：小・中学校の建設及び拡張プロジェクト（2014年度前半）」2014年11月5日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2014/shomei261105.html）。

²⁶⁸ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成26年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成26年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2014/）は、供与金額を米貨で76,805ドルと記している。

²⁶⁹ 「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：中・高等学校の建設及び拡張プロジェクト」2015年3月12日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2014/shomei270312.html）。

²⁷⁰ 前稿D, 215-216頁；および前稿E, 19-20頁。

また、前稿では言及しなかったが、日本 NGO 連携無償資金協力スキーム（2002 年度）によって 2003 年 2 月に贈与契約が締結された「ラオスにおけるポリオ等の感染症サーベイランスシステムと緊急医療連絡を効率化する為の無線通信設備の設置とその修理・その保守技術の移転計画」（実施団体は特定非営利活動法人・BHN テレコム支援協議会）では、対象地域にビエンチャン、ポリカムサイ、サバナケットとともに、「開発の三角地帯」に属するアタプー県が含まれていた²⁷¹。2004 年 6 月に贈与契約が締結された同一名称の継続事業（2004 年度、実施団体も同じ）では、対象地域にルアンナムター、ルアンパバン、カムワンとともに、「開発の三角地帯」に属するサラワン県が含まれていた²⁷²。

以上の 2 事業は、日本政府が「開発の三角地帯」に対する支援の意向を表明する以前に実施されたものであるが、さらに 2006 年 11 月 1 日に贈与契約が締結された「ラオス国立大学医学部および地方核病院スタッフに対する感染症予防専門家養成プロジェクト」（実施団体は特定非営利活動法人・歯科医学教育国際支援機構）では、対象地域にビエンチャン特別市、サバナケット県、および（同時点では「開発の三角地帯」に属していなかった）チャムパスック県とともに、「三角地帯」に属するサラワン県が含まれていた。この事業も日本 NGO 連携無償資金協力のスキームによるものである²⁷³。

いずれにせよ、以上の各事業は、とりたてて「開発の三角地帯」に焦点をあてたものではない。

《南部地域保健サービスネットワーク強化計画》（無償資金協力）

その後 2009 年 11 月に採択された「行動計画 63」は、5.1 項で「日本は、メコン地域諸国がミレニアム開発目標を達成できるよう引き続き支援する」、5.2 項で「日本は、貧困地域における病院建設のための支援やメコン地域における保健システムを強化する医学的知見の普及を引き続き行う」、5.8 項「日本は、景気減速により影響を受けやすい人々に対する支援を、以下の分野において実施する」の(1)で「国境地帯における貧困層への支援（ライフラインの確保、教育水準の向上、職業訓練の実施等）」、(2)で「国境を越えた懸念事項への対処（急速に拡大する感染症対策の能力強化等）」といった具合に、メコン地域における保健、医療分野での継続的な支援を約束している（前号 94 頁参照）。さらに、2012 年 7 月採択の「東京戦略 2012 行動計画」でも、3.3 項や 3.4 項において、医療・保健分野での課題を列挙している（前号 100 頁参照）。ただし、以上の各文書における記述は、「開発の三角地帯」に属するラオス南部地域に特に焦点を合わせたものではない。

それに対して、2013 年 12 月の首脳会議で採択された「改訂版・東京戦略 2012 行動計画」の 2.7 項では、次のような具体的な記述がなされた。

日本とラオスは、2013 年 3 月に交換公文に署名した「南部地域保健サービスネットワーク強化計画（チャンパスック県、セコン県、サラワン県及びアタプー県）」を着実に実施する（前号 102 頁参照）。

以上の無償資金協力「南部地域保健サービスネットワーク強化計画」（供与限度額 7 億 4,100 万円）に関する交換公文は、他の 2 案件とともに、2013 年 3 月 26 日ビエンチャンにおいて、横田順子大使

²⁷¹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）。

²⁷² 同上。

²⁷³ 同上。

とトンソン・シースリット副首相兼外相との間で署名された²⁷⁴。

JICAの「事業事前評価表」によれば、総事業費は約7.58億円（変更の可能性あり）、日本側概算協力額7.41億円、ラオス側0.17百万円。事業期間（予定）は2013年6月以降2015年7月まで計25か月（詳細設計、入札期間を含む）。チャンパサック、セコン、サラワン、アッタプーのラオス南部4県において、施設を新築・改修する。対象は保健センターが33サイト、センター職員用宿舎が13サイト、保健センターと職員宿舎12サイト（それら施設には必要に応じて給水システム、太陽光システムを整備）、また67保健センターと9郡病院に対して医療機材を提供する。ラオス側の担当機関は、保健省ヘルスケア局、ならびに南部4県の保健局である²⁷⁵。

JICAの「概要書」は事業の背景と重要性について、次のように説明している。

ラオスにおける妊産婦死亡率は10万件の出生に対し405件、5歳未満児死亡率は1千件の出生に対し98件と高い水準にあり、特に妊産婦死亡率はMDGs達成が困難とされている。MDG Goal 4「5歳未満児死亡率の削減」およびMDG Goal 5「妊産婦の健康の改善」の達成のためには依然として母子保健の改善が急務であり、特に新生児及び妊産婦の死亡率削減への取り組みが重要である。保健医療サービスが届きにくい遠隔地も含めた家族計画サービス、妊産婦健診および出産助産サービスへのアクセスの改善が、これまで以上に必要となっている²⁷⁶。

とりわけ、対象地域であるラオス南部4県については、「乳児死亡率（対全国比）が極めて高い数値を示し家族計画や妊産婦健診等母子保健サービス普及が遅れている」と強調する。

同文書は続けて、ラオス政府によるMDGs達成に向けた「第6次国家保健セクター開発計画」（2006～2010）および「第7次国家保健セクター開発計画」（2011～2015）、そして保健省による「母子保健統合サービスパッケージ戦略・計画2009～2015」に言及する。そして、日本政府が従来から「対ラオス国別援助計画」や「対ラオス国事業展開計画」に基づいて、母子保健サービス改善をハード、ソフトの両面から支援してきたこと、またJICAが「母子保健改善プログラム」を策定中であることを指摘する²⁷⁷。

「南部地域保健サービスネットワーク強化計画」の落成式（inauguration ceremony）は2015年5月13日にアタプー省で開催され、新築された施設、設備などが正式に岸野博之大使から各県、郡に引き渡された。式典にはアタプー県のKhenthong Sisouvong副知事やNao Butta保健省次官（Perma-

²⁷⁴ 外務省「ラオスに対する無償資金協力『小水力発電計画』、『南部地域保健サービスネットワーク強化計画』及び『次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画』に関する交換公文の署名について」2013年3月26日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/130326_2.html）。

²⁷⁵ JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第4課）「事業事前評価表：ラオス人民民主共和国南部地域保健サービスネットワーク強化計画（Project for Strengthening Health Service Network in Southern Provinces）」の3.事業概要（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1260890_1_s.pdf）。なお、同資料より以前に作成されたと思われるJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第4課）「無償資金協力案件概要書：ラオス人民民主共和国南部地域保健サービスネットワーク強化計画（Project for Strengthening Health Service Network in Southern Provinces）」2011年10月18日の3.事業概要（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/01gaiyo_laos.pdf）によれば、事業内容は、保健センターの新設や既存施設の改修55（新設22、建替え29、補修4）、保健センタースタッフ宿舎の建設8、郡病院母子保健外来の建て替え・増築・補修5、そしてそれらに付随する給水システム、太陽光システム、医療機材、事務・診察用設備の整備となっている。

²⁷⁶ 前注のJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第4課）「無償資金協力案件概要書」の2.事業の背景と必要性。

²⁷⁷ 同上。なお、前々注に示したJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第4課）「事業事前評価表」も、同趣旨の説明を行っている。

nent Secretary) などが列席した²⁷⁸。岸野大使は祝辞の中で、同年が日本・ラオス外交関係樹立 40 周年に当たること、MDGs 目標 4 と 5 の達成において他地域に遅れを取っている南部 4 県で本事業が実施されたことの意義を強調しつつ、その成果を次のように要約している。「37 の保健センターが新築されて医療器材が提供され、16 の保健センタースタッフ宿舎が建設され、23 の給水システムが設置され、既存の 16 の保健センターで医療設備が更新された。全てが完成すれば、改善された保健インフラによって、4 県で 30 万人以上の住民が利益を得ることになる」²⁷⁹。

《母子保健統合サービス強化プロジェクト》(技術協力)

以上のハード面での支援と時期的にほぼ並行して、日本政府は南部 4 県を対象とするソフト面での技術協力「母子保健統合サービス強化プロジェクト」を実施した。JICA の「事業事前評価表」によれば、協力期間(予定)は 2010 年 4 月 30 日から 2015 年 4 月 29 日までの 5 年間、日本側の協力総額は約 4 億 1,000 万円(概算)である²⁸⁰。

本支援事業の背景と概要に関して、JICA の関連資料は次のように説明する(要約)。——ラオス政府は「母子保健戦略計画(2009~2015)」を遂行するために、既存の母子保健プログラム(MCH)と予防接種拡大計画(EPI)で別々に実施されてきた関連サービスを統合し、産前から産中、産後、新生児、小児まで継続的なケアを行うことで、母子保健に係る MDGs(国連ミレニアム目標)の達成を目指す「母子保健サービス統合パッケージ戦略計画(2009~2015年)」を策定した。日本政府によるこの技術協力プロジェクトは、同戦略計画の推進を南部 4 県で支援し、妊産婦、新生児、小児の死亡率を低減させることを趣旨とする。日本から複数の長期専門家、短期専門家を派遣して²⁸¹、研修や臨床実習支援などを実施し、また必要な機材類を提供する。それらの活動を通じて、対象地域での

²⁷⁸ Japanese Embassy in Laos, "Japan's Grant Assistance Scheme for Strengthen Health Service Networks", 14 March, 2015 (http://www.la.emb-japan.go.jp/japans_oda_to_laos/other_assistances/ODA_Health_Southern.html).

²⁷⁹ Japanese Embassy in Laos, "Remarks by H.E. Hiroyuki Kishino, Ambassador of Japan to the Lao PDR, at the Inauguration Ceremony for the 'Project to Strengthen Health Service Networks in the Southern Provinces' in Attapeu Province on 13 May 2015" (http://www.la.emb-japan.go.jp/content_japan_laos_relations/ambassador_speech/Remarks_health_inauguration_150513_final.pdf). なお、落成式から 3 か月後の 2015 年 8 月に開催された日本・メコン外相会議で「新東京戦略 2015 行動計画」が採択され、その中で「日本及びラオスは、南部保健地域サービスネットワーク強化計画 [中略] について着実に実施していく」と記されている(前号 104-105 頁参照)。2015 年 5 月以前に「行動計画」の草案が策定され、その後「南部地域保健サービスネットワーク強化計画」が完了した事実の確認なしに、そのまま外相会議に提出され承認されたということであろうか。あるいは、全ての事業が完了する以前に、とりあえず「落成式」が挙行され、その時点までに完成していた施設や機材が引き渡されたということであろうか。

²⁸⁰ JICA(人間開発部母子保健課)「事業事前評価表(技術協力プロジェクト):ラオス人民民主共和国母子保健統合サービス強化プロジェクト Project for Strengthening Integrated Maternal, Neonatal, and Child Health Services in Lao PDR」2010 年 2 月 (http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900187_1_s.pdf); JICA in Laos, "Project for Strengthening Integrated Maternal, Neonatal and Child Health Services" (http://www.jica.go.jp/laos/english/activities/pdf/activity_06.pdf). なお、JICA「母子保健統合サービス強化プロジェクト」(<http://www.jica.go.jp/project/laos/004/index.html>)によれば、同プロジェクトの「署名日」は 2010 年 3 月 10 日であった。また、同じ資料によれば、協力期間は 2010 年 5 月 25 日から 2015 年 5 月 24 日となっている。

²⁸¹ 長期専門家のうちチーフアドバイザーは株式会社ティーエーネットワークからの出向者だったようである(次注に示す資料)。また、JICA(ラオス事務所, 人間開発部)「プロジェクト基本情報:ラオス母子保健統合サービス強化プロジェクト」(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/E2A6923D49DF2740492576F5003EFD87?OpenDocument>)は、日本国内の協力機関として国立国際医療センターを上げている。おそらく、同センターの産婦人科医や助産師が、短期専門家などの資格で現地に派遣されたのであろう。

母子保健事業の運営管理能力強化、母子保健サービスの質の向上、住民協力・コミュニティレベルでの社会動員の強化を図る。ラオス側のカウンターパートは保健省の中央母子保健（MCH）センターを中心とする各部局、対象県および郡の保健局や公立病院などである²⁸²。

同プロジェクトの終了時評価調査は、「プロジェクトの終了まで残り4か月程となった」2015年1月23日から2月11日にかけて実施された²⁸³。

なお、前述の「南部地域保健サービスネットワーク強化計画」の「案件概要書」（2011年10月18日付）によれば、同じく南部4県を対象とする「南部地域母子保健人材開発プロジェクト」が、「母子保健人材の育成強化を目指す」ソフト面での後継事業として、「開始予定」²⁸⁴となっている。

《2009年度以降の医療・保健分野における日本 NGO 連携無償資金協力》

以上の他に、日本 NGO 連携無償資金協力のスキームによって、2009年11月6日に「ラオス国医療リハビリセンターに対する障害児用車椅子供与計画」に関する贈与契約が締結されている。実施団体は特定非営利活動法人・海外に子ども用車椅子を送る会、贈与額は346,244円である。支援対象地域にビエンチャン特別市、ルアンパバン県とともに、チャンパサック県が含まれている²⁸⁵。実施団体の関連資料によれば、2009年12月に、ラオス青年同盟を通じて80台の車椅子を、3県のリハビリテーションセンターに寄贈した²⁸⁶。

次いで、日本 NGO 連携無償資金協力「ラオス小児医療支援事業」が、特定非営利活動法人メドゥウサン・デュ・モンド・ジャポン（世界の医療団日本：MdMJ）によって実施されている。贈与契約は2013年3月5月27日にビエンチャンの日本大使館で、磯正人駐ラオス臨時代理大使とMdMJ現地責任者・玉手幸一との間で署名された。契約額は224,260米ドル、実施期間は2013年6月1日から1年間である²⁸⁷。

²⁸² 注280, 281に示したJICA各資料；および株式会社ティーエーネットワーク「ラオス母子保健統合サービス強化プロジェクト」（http://www.ta-n.com/Our_works/ROproject.html）。ちなみに、2012年7月の日本・メコン外相会議で採択された「東京戦略2012行動計画」は、「日本及びメコン地域諸国は「具体的な諸目標数値を省略」というメコン地域諸国横断的な人間の安全保障の目的達成に寄与するため、他の開発パートナーと共に、母子保健及び感染症に関するための具体的な行動をとる」と記し（前号100頁参照）、母子保健事業を「人間の安全保障」に係る課題として捉えている。

²⁸³ JICA「プロジェクト終了時評価」（ラオス母子保健統合サービス強化プロジェクトニュース）2015年3月26日（http://www.jica.go.jp/project/laos/004/news/20150326_02.html）に、短信として調査実施の事実が報告されている。ただし、その最終報告書は、2015年11月時点ではまだ公開されていないようである。

²⁸⁴ 注275に示したJICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第4課）「無償資金協力案件概要書：ラオス人民民主共和国南部地域保健サービスネットワーク強化計画」の2.事業の背景と必要性（3）。

²⁸⁵ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）。

²⁸⁶ 海外に子ども用車椅子を送る会「贈呈実績」（<http://kaigaikurumaisu.org/results/map/>）によれば、2009年10月にラオス青年同盟に対して80台の車いすを寄贈。その説明書きは、次のように記す。「ラオス人民革命党の下部組織で、青少年の健全教育、職業訓練により、健康で善良な人格育成を目指すことを目的に活動している青年同盟に寄贈。2009年12月3日に全国17県のうちの3県のリハビリテーションセンターに贈られました。当プロジェクトは外務省の日本 NGO 無償資金協力支援事業として行われました」。

²⁸⁷ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：ラオス小児医療支援事業」2013年5月29日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2013/syomei250529.html）。「世界の医療団」は1980年にフランスで発足した国際 NGO であり、淡路大震災直後の1995年3月に「世界の医療団日本」を設立、2000年に特定非営利活動（NPO）法人の設立認証を獲得している。世界の医療団「歴史」（<http://www.mdm.or.jp/aboutus/history.html>：2015年8月11日検索）。

MdMJ はチャンパサック県のスクマとムランパモクの 2 郡において、2 つの郡病院と 10 の保健センターを対象に、2012 年から 3 か年の計画を開始していた。その 2 年目に日本政府からの資金協力を得たことになる。日本の医療従事者が、現地の郡病院、保健センターのスタッフに対して小児医療の研修を実施し、あわせて村落における健康教育普及活動などを行う²⁸⁸。

MdMJ による翌年の継続事業「ラオス郡病院・保健センターの小児医療保健スタッフ育成および住民による小児医療保健サービス利用プロジェクト（第 2 期）」に対しても、日本政府は日本 NGO 連携無償資金協力を実施した。贈与契約は 2014 年 5 月 23 日にビエンチャンの在ラオス日本大使館において、岸野博之大使と MdMJ の事業責任者・熊澤幸子との間で署名された。贈与額は 218,935 米ドル、事業期間は 2014 年 6 月 1 日からの 1 年間である²⁸⁹。

事業の対象地域は、前年の第 1 期と同じである。第 1 期事業において、「小児医療」の概念を導入した結果、医療スタッフや住民の理解が向上し、受診する児童数が前年比で 2.8 倍となったが、まだスタッフの技術に改善の余地があり、また授乳や栄養に関する住民の知識も不十分である。そこで、第 2 期では、村落での健康教育活動や医療施設スタッフの実践力養成に取り組むと同時に、現地保健局のイニシアティブを引き出しながら、住民が安心して受診でき、地域ぐるみで子どもを守る保健医療体制の構築を目指す²⁹⁰。

なお、MdMJ の姉妹団体であるメドゥウサン・デュ・モンド・フランス (MdMF) は、ラオスで出産前後に注力したプロジェクトを実施しており、MdMJ による事業と相乗効果を発揮して、母子健康保健の包括的な取り組みに発展することが期待される²⁹¹。

《医療・保健分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする、医療・保健分野における 2008 年度以降の草の根・人間の安全保障無償資金協力として、以下のプロジェクトがある。

ちなみに、2012 年 7 月の日本・メコン外相会議で採択された「東京戦略 2012 行動計画」で、「日本は、貧困地域における病院または診療所建設のために支援を行う」と約束している（前号 100 頁参照）。

2009 年度

* チャンパサック県サナソムブン郡病院建設計画

G/C 締結日：2010 年 3 月 18 日

²⁸⁸ 前注に掲げた在ラオス日本大使館資料；ならびに世界の医療団「ラオス小児医療プロジェクト」(<http://www.mdm.or.jp/activity/domestic/laos.html>：2015 年 8 月 11 日検索)。

²⁸⁹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：ラオス小児医療支援事業」2014 年 5 月 23 日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2014/syomei260523.html)。

²⁹⁰ 外務省「郡病院・保健センターの小児医療保健スタッフ育成および住民による小児医療保健サービス利用促進プロジェクト（第 2 期）Capacity building on pediatrics at the district hospitals and the health centres to encourage villagers to utilise health services (2nd phase)」2015 年 6 月 29 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/e_asia/laos/page1w_000013.html)。事業の詳細は、さらに外務省「郡病院・保健センターの小児医療保健スタッフ育成および住民による小児医療保健サービス利用促進プロジェクト (Capacity building on pediatrics at the district hospitals and the health centres to encourage villagers to utilise health services)」2015 年 6 月 23 日 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/e_asia/laos/page1w_000008.html> 参照)。

²⁹¹ 前々注の在ラオス日本大使館資料。

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：サナソムブン郡（地方公共団体）

供与額（円）：9,594,759²⁹²

- ・2010年3月18日にビエンチャンの外務省迎賓館で、同じくサナソムブン郡に属する交通インフラ案件2件（ナソン村の村落道建設および橋梁建設、本号112-113頁参照）とともに、本案件に関する贈与契約が、宮下正明大使とパイワン・チョームチャンター・サナソムブン郡副知事との間で署名された。本案件の協力金額は93,153米ドルである。同病院は築30年以上を経過しており、老朽化のため安全性、信頼性に欠ける。そこで、同病院を国道13号線に沿った場所に移転して、新たな病棟を建設する²⁹³。
- ・2011年6月22日、チャムパサック県サナソムブン郡において、日本の支援で建設された村落道（81,750米ドル）と橋梁（48,450米ドル）、およびサナソムブン郡病院（93,153米ドル）の引渡式が実施された（本号113頁参照）。

2010年度

*サラワン県ナーシヤド村ヘルスポスト建設計画

G/C 締結日：2011 平成 23 年 3 月 30 日

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：サラワン県保健局（地方公共団体）

供与額（円）：4,760,442²⁹⁴

*サラワン県ワンカナン村ヘルスポスト建設計画

G/C 締結日：2011 年 3 月 30 日

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：サラワン県保健局（地方公共団体）

供与額（円）：4,760,442²⁹⁵

- ・以上の2プロジェクトを含む合計10件の草の根・人間の安全保障無償資金協力プロジェクトについて、2011年3月30日にビエンチャンの外務省迎賓館で、横田順子大使と各地代表者との間で、贈与契約に署名された。署名式にはシータヘン農林水産大臣やプー・ラーサポン元日ラオス友好議員連盟会長なども出席した²⁹⁶。

²⁹² 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/gcck_a1.html)。なお、在ラオス日本大使館「平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/)は、供与金額を米貨で93,153ドルと記している。

²⁹³ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：チャムパサック県サナソムブン郡病院建設計画」2010年3月18日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/shomei220318_2.html)。

²⁹⁴ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成22年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html)。なお、在ラオス日本大使館「平成22年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/)は、供与金額を米貨で50,643ドルと記している。

²⁹⁵ 前注の外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成22年度」。なお、前注の在ラオス日本大使館「平成22年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/)は、供与金額を米貨で50,643ドルと記している。

²⁹⁶ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：ラオスへの支援」2011年3月30日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/shomei230330.html)。

- ・2012年5月8日にサラワン県ワピー郡のナーシャド村とワンカナン村のそれぞれにおいて、日本の支援（いずれも50,643米ドル）で建設されたヘルスセンターの引渡し式が実施された。日本大使館からは富田明子二等書記官が出席し、ラオス側からは、ナーシャド村についてはブアパン・ヴォラヴォン・ワピー郡副郡長やカスムスック・ヴォンスuttiサラワン県保健局副局长など、ワンカナン村についてはカムペン・マツトインスック・ラオガーム郡副郡長やカスムスック・ヴォンスuttiサラワン県保健局副局长などが出席した。

ナーシャド村に新設されたヘルスセンターには、医療サービスを提供する5部屋（診察室、検査室、薬局、病室、分娩室）に加えて、職員用の寮およびトイレが整備され、あわせて応急処置や分娩などに必要な医療機器が供与された。同センターには、3人の医療スタッフが配置され、ワピー郡内10村の住民5,755人による利用が見込まれている。従来、同村を含めた周辺地域住民はコンセドーン郡病院（日本政府の支援により建設）やワピー郡病院を利用しなければならず、いずれも〔当該村落から〕25 kmほど離れており、医療サービスへのアクセスが大変困難であった。

ワンカナン村に新設されたヘルスセンターには、医療サービスを提供する5部屋（診察室、検査室、薬局、病室、分娩室）に加えて、職員用の寮およびトイレが整備され、あわせて応急処置や分娩などに必要な医療機器が供与された。同ヘルスセンター建設後、3人のスタッフが常駐し、オガーム郡内12村の住民15,539人のほか、隣接するチャムバサック県のサナソムブン郡およびバーチャンチャルーンスック郡の住民2,000人以上による利用が見込まれる。現在1日あたり30人以上の住民が、母子保健サービスを初めとした医療サービスを受けるために来院している²⁹⁷。

2013年度

*サラワン県ナーラン地区ヘルスセンター建設計画

G/C 締結日：2013年12月10日

分野：保健

被供与団体（団体の性格）：ワピー郡保健局（地方公共団体）

供与額（円）：5,542,462²⁹⁸

- ・シェンクワン県における給水施設建設計画2件、サワンナケート県およびサラワン県におけるヘルスセンター建設計画2件の草の根・人間の安全保障無償資金協力に関して、2013年12月10日にビエンチャンの保健省で、岸野博之大使とシェンクワン県保健局長、サワンナケート県アースポーン郡保健局長、ないしはサラワン県ワピー郡保健局長との間で、贈与契約に署名された。署名式にはクサワーン・ウォンビチット保健大臣なども出席した。

²⁹⁷ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・引渡し式：サラワン県ナーシャド村ヘルスセンター建設計画」2012年5月8日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/hikiwatasi240508-1.html）；および在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・引渡し式：サラワン県ワンカナン村ヘルスセンター建設計画」2012年5月8日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/hikiwatasi240508-2.html）。

²⁹⁸ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成25年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/gc_m25_region_open.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2013/）は、供与金額を米貨で67,591ドルと記している。

サワナケート県およびサラワン県の2案件については、それぞれにヘルスセンターを建設し、医療器材、備品などを提供する。以上の2プロジェクトによって、県・郡病院などの医療施設へのアクセスが極めて悪い12か村の住民、合計9,700人の医療環境の改善が期待される。

なお、日本政府は草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、1989年から今までにヘルスセンター16、給水施設27件を含む計435プロジェクトを実施してきた²⁹⁹。

5.5 農業・コミュニティ開発分野

《南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト》(技術協力)

2009年1月に採択された「行動計画63」は、5.9項で「日本は、専門家の派遣等を通じ、メコン地域における農業や農村コミュニティの発展、食料安全保障の向上、食品の品質・安全性の向上を引き続き支援する」と約束していた(前号94頁参照)。

この分野でのラオス南部地域に対する支援として、技術協力「南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト」が、5か年の予定で2011年から開始されている。

JICAの「事業事前評価表」によれば、協力期間は2010年11月から2015年11月までの61か月を予定し、日本側の協力総額は約3.9億円、ラオス側の農林省畜水産局(DLF)が中心となり、農林省農林業普及局(NAFES)との協力により実施する。日本側からの投入(インプット)は、複数の長期専門家と短期専門家(第3国専門家を含む)の派遣、本邦および第3国における研修、関連施設・機材の提供である³⁰⁰。

ラオス政府は2005年から、郡より下位レベルに、5~10村落を単位とする「クラスター」を設定し、地域開発の基盤とする「クラスター開発方式」を採用した。本プロジェクトの目的は、南部4県において同開発方式を支援することにある。すなわち、①クラスター開発に必要な支援システムを整備する、②パイロット・クラスターを選定して、中核的な農民を普及員として育成し(各クラスター当たり2~3名)、それを通じて対象農家(各クラスター当たり約50世帯)に適正技術を普及する、さらに③パイロット・クラスターでの経験・グッドプラクティスを他の対象クラスターに波及させ、かくして④本プロジェクトの有効性に関する認知を関連当局から獲得し、また対象クラスターにおける農家の生計向上を図る³⁰¹。

南部4県を支援対象とすることの妥当性について、JICAの関連資料は次の2点を強調する。第1に、2008年時点でラオス政府により貧困村と位置づけられた村落は、4県全体で1,664村のうちの352村、特にアッタプー県では157村のうちの92村、セコン県では239村のうちの130村に及び、

²⁹⁹ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：給水施設及びヘルスセンター建設プロジェクト」2013年12月10日(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2013/shomei251210.html)。

³⁰⁰ JICA(ラオス事務所)「事業事前評価表 技術協力プロジェクト：ラオス国南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト(Livelihood Improvement Project for Southern Mountainous and Plateau Areas)」2010年8月18日の2.協力概要(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000228_1_s.pdf)；JICA in Laos, "Livelihood Improvement Project for Southern Mountainous and Plateau Areas (LIPS)" (http://www.jica.go.jp/laos/english/activities/pdf/activity_11.pdf)；JICA, "JICA in the Lao PDR 2014-2015", p.14 (<http://www.jica.go.jp/laos/english/office/others/c8h0vm000082pqu5-att/brochure.pdf>)。なお、JICA「南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト」(<http://www.jica.go.jp/project/laos/007/>)によれば、本プロジェクト「署名日」は2010年9月14日であった。

³⁰¹ 前注のJICA(ラオス事務所)「事業事前評価表」1~2頁。

食料不足や貧困が依然大きな課題となっている。第2に、日本政府のCLV「三角地帯開発支援」の方針と整合的である³⁰²。

また、適正技術普及の意義については、次のように説明する。「ラオスの山岳丘陵地域では、単一作物による大規模・集約的な農業生産は一般的ではなく、作物栽培、家畜飼育、野生植物採取、養殖などさまざまな小規模生産活動を組み合わせることによりかろうじて生計を維持している。中でも小規模農家においては、特に家畜飼育・養殖が食料の安全供給源を確保する手段として、また現金収入を得るための手段として重要な役割を担っている。これら小規模農家の生計向上のためには適正技術の導入・普及が非常に重要である」³⁰³。

パイロット・クラスターの選定手順は、次のとおりである。4県からまず2郡ずつを選び出し、各郡から1~2クラスター（合計8~16クラスター）を選定する。ただし、プロジェクト後半（3年目以降）には、活動を他郡、他クラスターに拡大する。

事業開始時点で候補として選定された郡は、以下の8郡である。

アッタプー県：サンサイ郡、サナムサイ郡

サラワン県：ラオンガーム郡、タオイ郡

セコン県：ターチーン郡、ラナム郡

チャンパサック県：バチエン郡、スクマ郡³⁰⁴

同プロジェクトに対する中間レビューは、2012年12月に実施された。その「調査結果要約表」によれば、同時点での日本側の投入は、長期専門家派遣3名および短期専門家派遣のべ11名、本邦研修実施3コース（11名参加）、投入機材約1,400万円相当分（オフィス・フィールド機材など）、施設建設・補修約1,100万円相当分（オフィス、TSC施設建設・補修）、現地活動費約3,000万円相当であった。

中間的な成果として、第1に、8つのパイロット・サイトにおいてクラスター開発を支援するための仕組みづくりが試験的に実施され、その過程で研修やOJTにより生計向上プログラムを実施するためのラオス側関係者の能力が向上した。ただし、「クラスター・ワイドな普及メカニズム」が確立されるためには、引き続き支援が必要である。また、対象クラスターごとに普及されるべき「適正技術」は特定されたものの、その定義づけや標準化はまだ行われていない。技術のパッケージ化、マニュアルの整備などを図っていく必要がある。

第2に、イニシャル・クラスターにおいて適正技術が導入され、その普及は実践されつつある。ただし、それが「農村住民の生計向上」に対して実際のインパクトをもたらすためには、何名の農民が研修に参加したかではなく、何名が技術を採用し行動を変化させたかに留意する必要がある。

なお、残りの二つの課題（他の対象クラスターへの波及、関連機関によるプロジェクト成果の認知）

³⁰² 前々注の各資料；ならびに JICA 「詳細計画策定調査要約表：ラオス国南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト Livelihood Improvement Project for Southern Mountainous and Plateau Areas」 (http://www.jica.go.jp/project/laos/007/outline/pdf/outline_01.pdf)。

³⁰³ 注 300 に示した JICA（ラオス事務所）「事業事前評価表」2頁。

³⁰⁴ JICA（ラオス事務所）「ラオス国南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」2010年9月、8頁 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12032892.pdf>)。

については、まだ実施段階に至っていないので、レビューの対象とはしなかった³⁰⁵。

《サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト》(技術協力)

「一村一品」運動の起源は、1979年に大分県で平松守彦知事が提唱した事業に遡る。その後、大分県
の先例に啓発される形で、アジアを中心に世界各地に広がった³⁰⁶。日本政府にあっては、小泉純一郎首
相が2005年に「開発イニシアティブ」の一環として一村一品運動の支援に言及し、翌年から経済産業
省やJETROが開発途上国「一村一品運動」に取り組み始めた³⁰⁷。経産省の定義によれば、一村一品
運動とは「町や村が有する特産品を掘り起こし、その生産方法、商品開発や販路の拡大等に磨きをか
け、世界に通用する商品の育成を図り、地域活性化に結びつかせることを目指した運動」である³⁰⁸。

ラオスの隣国タイでは、タクシン政権時代の2001年から“One Tambong One Product”キャン
ペーンが開始されている³⁰⁹。ラオスについては、2007年6月に平松・前大分県知事がビエンチャンを
訪問して「一村一品国際交流セミナー」を実施している³¹⁰。さらに、2008年9月に策定された「対ラ
オス国別援助計画」において、「わが国が提案した『一村一品』運動については、モデル地区を選定し、
マーケティング面も重視した支援を実施する」ことが明記された³¹¹。

以上の方針を日本政府の技術協力案件として具体化したのが、「サバナケット県及びサラワン県に
おける一村一品プロジェクト」である。JICAの「事業事前評価表」によれば、同案件はラオスに
“One District One Product”(ODOP)を導入する可能性について「実証するためのパイロット・プ
ロジェクト」である。協力期間は2008年11月から2011年11月までの3年間、日本側の協力総額
は約2.9億円、ラオス側のカウンターパートは商工省(MoIC)、貿易経済研究所(ERIT)、生産貿易
促進局(DPTP)、およびサバナケット県とサラワン県の商工局(DIC)である³¹²。

プロジェクトの趣旨は、一村一品(ODOP)運動を実施するための体制を構築し、また具体的な商
品を開発することにある。「パイロット・プロジェクト」を実施する場所としてサバナケット県が選

³⁰⁵ JICA「中間レビュー調査結果要約表：ラオス人民民主共和国南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1000228_2_s.pdf)。

³⁰⁶ 藤岡理香「タイのOTOPプロジェクト」松井和久・山神進編『一村一品運動と開発途上国：日本の地域振興はどう伝えられたか』アジア経済研究所、2006年(http://d-arch.ide.go.jp/idedp/AKS/AKS000300_011.pdf)。

³⁰⁷ JETRO「開発途上国『一村一品』キャンペーンについて」(<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/contribution/oda/ovop/>)；外務省『ODA白書』2006年、第1部第2章第1節(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/06_hakusho/ODA2006/html/honbun/hp102010000.htm)。

³⁰⁸ 経済産業省「開発途上国『一村一品』キャンペーン」(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/ovop/)。

³⁰⁹ 松井和久「一村一品運動はどのように伝えられたか」松井和久・山神進編『一村一品運動と開発途上国：日本の地域振興はどう伝えられたか』アジア経済研究所、2006年(http://d-arch.ide.go.jp/idedp/AKS/AKS000300_010.pdf)。

³¹⁰ 外務省「ラオス情勢レポート(平成19年4月～6月)」2007年7月(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/report3.html>)。

³¹¹ 「対ラオス国別援助計画」2008年9月(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjoyo/pdfs/laos0609.pdf>)、15頁。なお、同「援助計画」の策定に先立って2003～2005年に実施されたJICAのマクロ経済政策支援プロジェクト(MAPS)において、一村一品(ODOP)運動は、「潜在的輸出産品を掘り起こし、地方経済を活性化するための重要な取り組みになるとともに、農村における地場産業活性化と農村生計向上のための施策の1つになる」ものとして取り上げられている。JICA「終了時評価結果要約表(和文)：ラオス人民民主共和国サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0608988_3_s.pdf)。

³¹² JICA(ラオス事務所)「事業事前評価表(技術協力プロジェクト)：ラオス人民民主共和国「サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト」2008年10月2日の2.協力概要」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0608988_1_s.pdf)。

定されたのは、大メコン圏（GMS）の「東西経済回廊が貫通するインドシナ半島の交通の要衝」にあり、「マーケットへのアクセスという有利な条件」を有する「地域の経済開発の拠点」だからである。一方、サラワン県については、2004年に当時の小泉首相が支持を表明したCLV（カンボジア・ラオス・ベトナム）「開発の三角地帯」を構成する「貧困県」であるが、サバナケット県に接するという地理的条件、そして「織物、コーヒー、バナナ等の特産品」の生産地である点が評価された³¹³。

プロジェクトの開始に先立って、以上の2県には県レベルのODOP委員会が設立された。県の商工局（DIC）が事務局を担当し、同局、および計画局、農林局、観光局、公共事業運輸局などの関連部署の代表者が構成メンバーとなる³¹⁴。

JICAが2011年10～11月に実施したプロジェクト終了時評価調査の「結果要約表」によれば、同プロジェクトの討議議事録（R/D）は2008年11月10日に署名され、実際の事業期間は2008年12月から2011年12月までであった。日本側からは長期専門家8名が派遣され、71の研修、セミナー、ワークショップ、およびスタディツアーが実施された。ラオスからの研修員9名を日本で受け入れ、またタイにおける第3国研修には10名が参加した。現地には22のODOPグループが結成され、うち19グループが改良品あるいは新産品を一つ以上産出した（残りの3グループについては雨期明けに産品開発を開始する予定）。

プロジェクト終了時点までに、サバナケット県では、産品開発、販路開拓、PR活動を行うODOP指導委員会が設立され、サラワン県では、ODOP活動推進、産品販売促進を行うODOP推進センターが商工局敷地内に建設された。また、両県ともにODOPを担当する正式職員を確保した。中央政府レベルでは、貿易経済研究所（ERIT）がODOP産品に使用するロゴを作成し、文化庁に商標登録した。現地のODOP商品生産者の間でも、グループファンドを設立して、生産性の向上やメンバーへの貸付けを図る動きが出ている³¹⁵。

《南部ラオスにおける地域モデルによる一村一品推進プロジェクト》（草の根技協（パートナー型））

以上の成果を踏まえて、日本政府は南部ラオスにおける一村一品（ODOP）運動支援の「第2フェーズ」を開始した。草の根技術協力（パートナー型）「南部ラオスにおける地域モデルによる一村一品推進プロジェクト」である。ただし、対象地域はサバナケット、サラワン2県のみならず、さらにチャンパサック、アタプー、セコンをも包含する南部ラオス5県に拡大している³¹⁶。以上の5県

³¹³ 同上資料の3. 協力の必要性・位置づけ。

³¹⁴ 同上。

³¹⁵ 注311に示したJICA「終了時評価結果要約表（和文）」の1. 案件の概要、ならび1-2協力内容、3-2評価5項目の評価結果、3-5結論。また、JICA「プロジェクト概要：サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト（The One District One Product Pilot Project in Savannakhet and Saravanh Provinces）」（<http://www.jica.go.jp/project/laos/001/outline/index.html>）をも参照。

³¹⁶ JICA（東京国際センター）「プロジェクト基本情報：南部ラオスにおける地域モデルによる一村一品推進プロジェクト（草の根技協（パートナー型）」（<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/c6a5abbeec8dc905492579e20079f30d?OpenDocument>）では、同プロジェクトの英語名称を“ODOP Regional Promotion Project in South Laos (ODOP2)”と表記している。英語略称が“ODOP2”と記されていることに留意。また、NGOクワトロ「小規模生産者支援事業」（<http://ngoquatro.org/small-enterprise/>；2015年8月10日検索）は、上述の「サワンケート県及びサラワン県における一村一品プロジェクト」を「第1フェーズ」、そしてここに取り上げる支援案件を「第2フェーズ」と明確に位置づけている。ちなみに、NGOクワトロは2012年3月に設立された特定非営利活動法人であり、ラオスのODOP活動を日本で後方支援・マーケティング支援している。NGOクワトロ「NGOクワトロとは」（<http://ngoquatro.org/about/>；2015年8月10日検索）。

のうち、サバナケットを除く4県が「開発の三角地帯」に属する。

JICAの関連資料は、事業の背景と必要性を次のように説明している。

南部ラオスは近隣国経済の影響を強く受けている地域で、小規模で伝統的な手工芸品や農産加工品などは残っているが、大量生産される加工食品や廉価な製品に押されその多くが姿を消しつつある。これに対し、JICAはこれまで技術協力プロジェクトでサバナケット県とサラワン県を対象に、地場産業の育成や貧しい農家等が副業とする手工芸、地場に密着した小規模な農産加工、特産物栽培などを支援する一村一品(ODOP)活動を推進した。

[先行の]技術協力プロジェクトでは、地方色豊かで特色のある商品を開発し市場に送り出すことで、地域住民の生計向上及び産業振興に貢献してきた。

[今回開始する]当プロジェクトでは、先行プロジェクトの2県に南部ラオスの3県(チャンパサック県、セコン県、アタプー県)を加え、中小零細企業や少数民族を含む地域住民と協力して、核となるODOP活動の地域モデル確立、ODOP活動を通じた地域住民の生計向上と、産業振興を目指すものである³¹⁷。

同じ資料によれば、事業の目標は、「[サバナケット、サラワン]2県で実践してきた産品開発、経営指導、マーケティングの分野での諸活動を南部ラオス5県に拡大し住民の生計向上及びODOP活動を質と量の両面でさらに充実させる。これらを通じて、3年後のODOPの全国への拡大のための地域モデルを確立する」ことにある³¹⁸。

プロジェクトの署名日(実施合意)は2012年4月2日、事業の実施期間は2012年4月から2015年12月までの3年9か月、事業費概算額は98,609千円である³¹⁹。

事業の実施体制について、日本側の契約団体は「第1フェーズ」と同様にアイ・シー・ネット株式会社(IC Net Limited)、ラオス側の総責任機関は商工省内の貿易経済研究所(ERIT)、各県での活動統括機関は県レベルの商工局(DIC)であり、プロジェクト事務所をチャンパサック県の商工局内に設置する。地域の商工会議所、同業者団体、職業訓練学校、道の駅などの参画を得る。また、当該地域でJICAが実施中の技術協力プロジェクトや青年海外協力隊員とも連携する³²⁰。

事業の受益者層(ターゲットグループ)として、JICAの関連資料のひとつは、次のように想定する:直接受益者として各県の生産者(1県当たり10品目、1品目に従事する生産者は平均10名として5県全体で少なくとも500名)、および県商工局、郡商工課、商工会議所、同業者団体、職業訓練校などの職員(各県平均10名で全体で50名)、間接受益者として、ODOP商品の小売に携わる者、原材料の納入業者、原材料として利用する者など多数³²¹。

³¹⁷ JICA「草の根パートナー型平成23年度第1回採択内定案件:南部ラオスにおける地域モデルによる一村一品推進プロジェクト」の3.事業の背景と必要性(http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/lao_16.html)。

³¹⁸ 同上資料の4.プロジェクト目標

³¹⁹ 注316、317に示した各資料;およびOne District One Product(ODOC)Project in Laos, 'What is ODOP?'(<http://www.odop.info/english-home/odop-project/>;2015年8月10日検索)。

³²⁰ 前注の各資料。ちなみに、アイ・シー・ネット株式会社は20年ほど前に設立され、ODAコンサルティング事業、国際協力研修・グローバル人材育成事業、グローバルビジネス支援事業を手がける組織である。IC Net Limited, "About Us"(<http://www.icnetlimited.com/about-us/>;2015年8月10日検索);アイ・シー・ネット株式会社ホームページ(<http://www.icnet.co.jp/>;2015年8月10日検索)。

³²¹ 注317に示したJICA「草の根パートナー型平成23年度第1回採択内定案件」の6.受益者層(ターゲットグループ)。

また、JICA の今ひとつの資料は、事業の成果を次のように予期する。

- 1) 新たな ODOP 産品が発掘、開拓される。
- 2) ODOP 産品の市場が拡大する。
- 3) ODOP 生産者の経営が改善する。
- 4) ODOP フィールドマニュアルと ODOP 戦略ペーパーが改訂される³²²。

各地の ODOP 産品を紹介する日本語のホームページには、サラワン県の具体例として、ラコンペン郡ベンダン村の籐細工(手工芸品)、ラオガム郡ホアイフン村の少数民族カトゥ族によるバナナ繊維で織られた織物、サラワン郡ワピ郡の天然林で採取された天然蜂蜜、コンセドン郡のバナナを発酵蒸留した焼酎、サラワン郡の木製ボールペンが紹介されている。以上のホアイフン村の織物、さらにチャンパサック県サナソブン郡ナンガム村の竹細工、セコン県ラムム郡ワットルアン村やマイホームアン村、タテン郡ドンサ村の少数民族による綿織物(天然染色)、そして同県タテン郡コフアプー、パレンタイ、パレンヌア各村の籐細工(手工芸品)については、新たなデザイン企画などで多摩美術大学が協力している³²³。

《農業分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする、農業分野における 2008 年度以降の草の根・人間の安全保障無償資金協力として、以下の 1 件のプロジェクトがある。

2008 年度

*セコン県養殖場改善計画

G/C 締結日：2008 年 7 月 16 日

分野：農林水産

被供与団体(団体の性格)：セコン県農林局(地方公共団体)

供与額(円)：7,169,398³²⁴

- ・2008 年 7 月 16 日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とブンミー・チツパンニャ・セコン県農林局長との間で署名された。協力金額は 63,446 米ドルである。セコン県養殖場は養殖用の魚の種苗を[現時点で]10 万匹生産し、養殖農家および住民に供給しているが、既存の施設では必要な生産量を大きく下回っている。養殖施設を拡張することによって、養殖業の振興、養殖農家の収入増加、住民のタンパク質摂取量増加などにつながる事が期待される。

なお、この支援は 2004 年 11 月に日本・CLV 間の首脳会合で話し合われた「開発の三角地帯」の発展に貢献するものである³²⁵。

³²² 注 316 に示した JICA (東京国際センター)「プロジェクト基本情報」の「プロジェクト概要」。

³²³ One District One Product (ODOP) Project in Laos 「ラオスの産品 (ODOP 産品)」(<http://www.odop.info/日本語/ラオスの産品紹介ページ/>; 2015 年 8 月 10 日検索)。

³²⁴ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf)。なお、在ラオス日本大使館「平成 20 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/)は、供与金額を米貨で 63,446 ドルと記している。

³²⁵ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：セコン県養殖場改善計画」2008 年 7 月 16 日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/shomei200716_1.html)。

5.6 不発弾処理など

《ラオスに対する不発弾処理支援事業の経緯》

ラオスにおける不発弾（UXO）の被害状況に関して、在ラオス日本大使館が2009年1月に作成した文書は、次のように述べている（要約）。——ラオスでは、インドシナ戦争期に200万トンの爆弾が投下された。現在でも、投下された爆弾のみならず、手投げ弾などを含む兵器のうちの約30%が不発弾（UXO）として全土に残存すると推定される。インドシナ戦争終了後30年以上を経ても、UXOによる被害が絶えない。農作業中や、現金収入を得るために不発弾から鉄くずを回収する作業中の死傷事故が、毎年120から150件報告されている。未報告の事故を含めると、年間の事故数は250から300件に上ると推定される。さらに、UXO汚染地域では農作業が制約されて食糧が不足するなど、住民の生活にも悪影響を及ぼしている³²⁶。

上述のとおり、日本政府は2009年11月の「行動計画63」5.6項、2013年12月の「改訂版・東京戦略2012行動計画」2.2項、2015年7月の「新東京戦略2015」4.1項で、カンボジアとラオスにおける地雷・不発弾除去に関する継続的な支援を約束している（前号94, 101, 103頁参照）。さらに、「行動計画63」の5.7項では「NGOと協力し、2009年のケツァーナ台風により甚大な被害を受けた、開発の三角地帯のラオス側における不発弾処理を支援する」（前号94頁参照）、2012年7月の「東京戦略2012行動計画」では「ラオスを始めとして地雷・不発弾除去のための支援や能力向上支援を実施する」（前号99頁参照）といった具合に、当該分野での支援に当たって特にラオスを重視する姿勢を示している。

なお、ラオスは対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）には調印していないが³²⁷、クラスター爆弾禁止条約（オスロ条約）には加盟している（2008年12月署名、2009年3月批准、2010年8月発効）³²⁸。

この分野での日本政府による支援として、前稿Dで指摘したように、草の根・人間の安全保障無償協力のスキームによって2005年度から2007年度にかけて、ラオス領域における「CLV『開発の三角地帯』を中心とした不発弾（UXO）処理活動支援計画」が実施されている。被供与団体はラオス不発弾処理プログラム（UXO Lao、政府機関）であった。

さらに、日本政府は2005年度から日本NGO連携無償資金協力のスキームを通じて、日本の認定特定非営利活動法人・日本地雷処理を支援する会（JMAS）が展開する事業を支援している。ただし、同会による不発弾処理事業は、当初ラオス北部のシェンクアン県を対象とするものであった。

◎ラオス・シェンクアン県における不発弾処理事業（第1次）（2006年2月28日署名）822,265米ドル

◎ラオス・シェンクアン県における不発弾処理事業（第2次）（2007年3月9日署名）823,048米ドル

◎ラオス・シェンクアン県における不発弾処理事業（第3次）（2008年2月28日署名）838,833米ドル

³²⁶ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画」2009年1月11日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_laos/ggp/2008/shomei210111.html）。

³²⁷ 地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）「オタワ条約（対人地雷全面禁止条約）」（2014年8月現在の記事）（<http://www.jcbl-ngo.org/%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AA%E3%82%BF%E3%83%AF%E6%9D%A1%E7%B4%84（%E5%AF%BE%E4%BA%BA%E5%9C%B0%E9%9B%B7%E5%85%A8%E9%9D%A2%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%9D%A1%E7%B4%84）/>）：2015年8月15日検索）。

³²⁸ 地雷廃絶日本キャンペーン（JCBL）「オスロ条約（クラスター爆弾禁止条約）」（2013年9月現在の記事）（<http://www.jcbl-ngo.org/%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AA%E3%82%B9%E3%83%AD%E6%9D%A1%E7%B4%84（%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%BC%E7%88%86%E5%BC%BE%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%9D%A1%E7%B4%84）/>）：2015年8月15日検索）。

◎ラオス・ベック郡等における不発弾処理事業（シェンクアン県）（2009年3月12日署名）873,205米ドル

◎ラオス・ベック郡等における不発弾処理事業（第2次）（シェンクワン県）（2010年3月10日署名）900,804米ドル（80,874,543円）³²⁹

以上の一連の事業は、日本地雷処理を支援する会（JMAS）がラオス不発弾プログラム（UXO Lao）をカウンターパートとして実施した³³⁰。

それ以外に、同じくシェンクアン県を対象として、特定非営利活動法人・難民を助ける会（AAR Japan）による不発弾被害者支援事業が、やはり日本 NGO 連携無償資金協力のスキームを通じて実施されてきた。

◎シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第1期）（2010年7月29日署名）214,697米ドル（20,181,518円）

◎シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第2期）（2012年2月22日署名）359,833米ドル（32,025,137円）

◎不発弾被害者支援事業（対象はシェンクワン県）（2013年6月13日署名）296,975米ドル³³¹

さらに、シェンクワン県を対象として、2007年度には日・ASEAN 統合基金（JIAF）のスキームを通じて、国際 NGO・Mines Advisory Group（MAG）が関連事業を実施している。

◎フードセキュリティと教育における不発弾処理主流化プロジェクト支援計画（対象はシェンクワン県）（2008年3月25日引き渡し）136,655米ドル³³²

³²⁹ 在ラオス日本大使館「我が国の対ラオス支援：日本 NGO 連携無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos.html）：2015年7月10日検索。

³³⁰ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：ラオス・シェンクワン県における不発弾処理事業（第3次）計画」2008年2月28日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2007/shomei200228.html）；在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：ラオス・ベック郡等における不発弾処理事業（第2次）」2010年3月10日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2009/shomei220310.html）；および一連の JMAS「ラオス報告」（<http://jmasngo.jp/activityreport/activityreport-top/activityreport-la>）などを参照。県名の表記が「シェンクアン」と「シェンクワン」とばらばらであるが、敢えて統一せず、資料の該当箇所に従った。なお、JMAS と UXO Lao の概容については、前稿 E、27 頁参照。

³³¹ 注 329 に示したラオス日本大使館「我が国の対ラオス支援：日本 NGO 連携無償資金協力実績」；および在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第1期）」2010年7月29日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2010/shomei220729.html）；在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業（第2期）」2012年2月22日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2011/shomei240222.html）；在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：不発弾被害者支援事業」2013年6月13日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2013/syomei250613.html）。

³³² 在ラオス日本大使館「日・ASEAN 統合基金（JIAF）引渡式：フードセキュリティと教育における不発弾処理主流化プロジェクト支援計画」2008年3月25日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/other_assistances/the_project_for_mainstreaming_uxo_clearance_into_food_security_and_education.html）。同資料は事業の内容について、次のような簡単な説明を付している。「今般支援の対象となったシェンクワン県は、ジャール平原という魅力的な観光資源がある一方、ラオスの中でも不発弾の被害が最も大きい地域の一つです。本支援は不発弾処理活動だけでなく、女性チームの活動を推進することで女性の地位向上、エンパワメント、雇用促進等を包括的に実施することにも貢献します」。なお、この事業に関して、前稿 E、25 頁では、「ラオス不発弾処理プログラム（食料安全保障及び教育への支援の一環として）」と記し、具体的な対象地域は不詳であると述べた。

JMASの活動が「開発の三角地帯」に属するラオス南部地域で展開されるようになったのは、前稿Eで指摘したとおり、2010年度になってからであり、しかも当初は日・ASEAN統合基金（JAIF）のスキームを通じての支援であった。

◎ラオス・アタプー県におけるJMASの活動に対するJAIFを通じた支援（不発弾処理事業、期間2010年4月～2011年3月）72,500米ドル³³³

《南部各県に対する日本 NGO 連携無償資金協力》

そして、翌2011年度から、日本 NGO 連携無償資金協力のスキームを通じて、ラオス南部各県を対象とする日本地雷処理を支援する会（JMAS）の事業が展開されるようになった³³⁴。

◎アタプー県における不発弾処理促進事業（第1次）（2011年8月2日署名式）434,239米ドル（38,647,271円）

★2011年8月2日、在ラオス日本大使館において大森茂臨時代理大使と黒川純一 JMAS 現地代表との間で贈与契約が署名された。アタプー県で不発弾処理技術と啓蒙教育技術を移譲することを通じて UXO Lao の能力を向上させ、あわせて地域住民の安全な生活環境作りに寄与する。JMAS はこれまでラオス国内において、UXO Lao と協同してシェンクワン県で5年間、アタプー県で1年間活動してきた³³⁵。

★2011年8月12日ラオス労働社会福祉省（MLSW）において、Laoly Faiphengyao 副大臣、ブンボン UXO Lao 長官などの立ち会いのもと、JMAS 現地代表と大臣常設秘書 Baykham Khattiya 女史との間で「アタプー県における不発弾処理促進事業」のMOU（覚書了解事項）が調印された。これによりアタプー県での不発弾処理促進事業が正式にスタートすることになる³³⁶。

◎サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業（第1期）（2011年6月3日署名式、2011年6月21日開始式、2014年7月21日引渡式）966,950米ドル（86,058,550円）

★2011年6月21日、サラワン県ラオンガム郡において本事業の開始式が行われ、横田順子大使と黒川純一 JMAS 現地代表、サラワン県シーズワン・ヴォン・チョムシー副知事、ラオンガム郡スーントン・ゲオブラパー郡知事、岩沢強ラオツムラ社長などが出席した。

JMAS がサラワン県ラオンガム郡で不発弾の処理を実施し、200 ha の土地を安全化する。安全化した土地は農業用地として、サラワン県が地域住民及び日本企業と協力して、付加価値の高い生薬原

³³³ 前稿 E, 25-28 頁。

³³⁴ 注 330 に示した JMAS 「ラオス報告」。ちなみに、JMAS はラオスにおける活動実績として、次のように記している。2006 年 2 月からシェンクワン県で不発弾処理活動を開始（2006 年 6 年から日本の専門家派遣）、そして 2010 年 4 月からアタプー県で、2011 年 6 月からサラワン県で、2012 年 8 月からチャンパサック県で、それぞれ官民連携不発弾処理事業を開始。JMAS 「処理実績」（http://jmas-ngo.jp/ja/?page_id=4264）。

³³⁵ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：アタプー県における不発弾処理促進事業（第1次）」2011年8月2日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2011/shomei230802.html）。同事業の詳細については、外務省「アタプー県における不発弾処理促進事業（第1次）（Promotion project for Unexploded Ordnance (UXO) Clearance in Attapeu Province (The first stage)）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/110802.html）。なお、以下を含めて、地名表記は依拠資料の該当箇所の記述に従ったために、不統一である。

³³⁶ JMAS Laos 「アタプー県における不発弾処理促進事業の MOU 調印式」ラオス報告 No36, 2011/8/12（<http://jmas-ngo.jp/ja/?p=8854>）。

料栽培などに活用する。本事業を通じて、土地の安全を確保し、不発弾による被害者の減少と地域住民の雇用創出、ひいては人々の生活水準の向上に寄与することが期待できる。JMAS がサラワン県で事業を展開するのは、これが初めてである³³⁷。

★2011年6月21日、同県ラオンガム郡トンスイ村においてJMAS先崎会長が事業開始式を行った。官と民の連携した初めての事業であるため、在ラオス横田大使が出席した。本事業の趣旨は207haの土地を「ラオス不発弾処理企業」を使って探査し、土地を安全にするというものである。現地における監督指導は、JMAS西城専門家が担当した。事業を開始した当初は雨季にあたっていたため、進捗状況が思わしくなかったが、乾季に入ってから計画を上回る成果が得られ、一件の事故もなく2012年5月11日に事業を無事終了した。

事業の範囲は、南北約1200m、東西約3600mに及ぶ。処理後の土地は、生薬メーカー(株)ツムラの現地会社であるラオツムラが政府から借用し、住民を雇用して生薬栽培を行う。現地住民の間では、不発弾除去により安全が確保されるとともに、安定した収入が期待でき、地域振興に役立つと喜ばれている。

サラワン県の依頼を受けて開始した事業であったため、2012年5月29日に、関係者がサラワン県庁を訪れて、土地の安全化報告を実施した³³⁸。

★2012年6月24日の『朝日新聞』夕刊に、JMAS10周年記念行事に関連してラオスで行われている官民連携案件事業の記事が掲載された。その趣旨は次のとおり。——漢方薬の最大手ツムラが安心できる生薬を自社で育てるため、土や気候が合うラオスに畑を作り、現地人を雇う計画を立てたが、ベトナム戦争で米軍が落としたりした不発弾が多く残る事が問題であった。民間の力を借りて途上国支援を進めたい日本政府の考えとも合致し、政府のODAを使って、JMASが不発弾を取り除くことになった。このほど、最初の207ヘクタールの土地で安全が確認できた。「不発弾がなくなれば、住民の暮らしは安全になり、畑で働くことで収入を得られる。地域の活性化につながり、企業は収益を確保できる。一石何鳥にもなる」。現在サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業(第1次)で処理された207haの土地で、薬草の栽培が進められている³³⁹。

◎アッタプー県における不発弾処理促進事業(第2次)(2012年7月20日署名式)

467,825米ドル(37,893,825円)

◎チャンパサック県パクソン郡における不発弾処理事業(2012年7月20日署名式、2014年7月21日引渡式)883,643米ドル(71,575,083円)

★以上の2案件に関して、在ラオス日本大使館の関連資料は次のように述べる。——日本政府は、JMASがラオス南部チャンパサック県とアッタプー県で実施する2件の不発弾処理事業に対して総

³³⁷ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・事業開始式：サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業(第1期)」(http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2011/kaisisiki230621.html)。同事業の詳細については、外務省「サラワン県ラオンガム郡における不発弾処理事業(第1期)(Humanitarian Unexploded Ordnance (UXO) Clearance in Lao Ngam District, Saravan Province (The first stage))」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/110603.html)をも参照。

³³⁸ JMAS Laos(報告者・黒川純一)「ラオス、サラワン県での不発弾処理事業終了」ラオス報告 No41, 2012/6/8 (<http://jmas-ngo.jp/ja/?p=10408>)。

³³⁹ JMAS Laos(報告者・岩瀬直子)「ラオス、サラワン県での不発弾処理事業紹介」ラオス報告 No42, 2012/6/28 (<http://jmas-ngo.jp/ja/?p=10438>)。

額 1,351,468 米ドルの支援を決定した。2012 年 7 月 20 日に在ラオス日本国大使館で、横田順子大使と黒川純一 JMAS ラオス現地代表との間で贈与契約署名式が実施された。2 事業を通して 340 ヘクタールの土地の安全化を図るとともに、不発弾処理技術を移転する。

そのうちチャンパサック県パクソン郡における事業（883,643 米ドル）では、ラオスの民間不発弾処理会社と提携して 200 ヘクタールの土地で不発弾除去活動を行い、地元住民の生活の安全化を図る。不発弾被害の懸念がなくなった土地は、日本の生薬会社の栽培用地として活用され、地元雇用を創出する。アッタプー県における事業（第 2 次）（467,825 米ドル）では、ラオス政府の不発弾処理機関である UXO Lao が処理する土地のうち 140 ヘクタール分を ODA 資金で安全化し、JMAS 専門家が UXO Lao の処理隊員に技術を移譲する。昨年度〔2011 年度〕には、サラワン県ラオンガム郡で同様の事業を実施し、207 ヘクタールの土地で不発弾を処理した³⁴⁰。

◎アッタプー県及びチャンパサック県における不発弾処理事業（2013 年 8 月 2 日署名式，2014 年 7 月 21 日引渡式）1,402,947 米ドル＝具体的には次の 2 事業より成る：

*アッタプー県における不発弾処理促進事業（第 3 期），および

*チャンパサック県パクソン郡等における不発弾処理促進事業（第 3 期）〔ママ，実際は第 2 期とすべきであろう〕

★日本政府は、JMAS による「アッタプー県における不発弾処理促進事業（第 3 期）」および「チャンパサック県パクソン郡等における不発弾処理促進事業（第 3 期）〔ママ〕」に対して総額 1,402,947 米ドルを支援する。2013 年 8 月 2 日に在ラオス日本大使館で署名式が行われ、横田順子大使と JMAS の黒川純一・現地事業責任者との間で贈与契約が交わされた。

2 県における従来の事業で約 660 ヘクタールの土地を処理したが、今次の事業では両県あわせて約 350 ヘクタールの安全化を図る。チャンパサック県の事業では、安全化された土地において、日本の生薬会社が生薬の栽培を行い、地域住民の雇用創出につなげる。アッタプー県の事業では、UXO Lao への不発弾処理技術の移転を行う。これらによって、地域住民の安全な生活環境の確保、社会経済の発展、ひいては貧困の撲滅が期待される。日本政府は 1999 年以来、ラオスにおける不発弾処理関連の事業に対して総額 2,600 万ドルの支援を行っており、今後も支援を継続したいと考えている³⁴¹。

★アッタプー事業では、ラオス最南部の同県においてラオス不発弾処理機関（UXO Lao）と協同で不発弾処理を実施し、地域住民の安全確保や安全化された土地の活用による生活環境の改善が期待されている。また、JMAS 専門家が学科および実技（OJT）を通じて、UXO Lao の隊員に不発弾

³⁴⁰ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：チャンパサック県パクソン郡における不発弾処理事業、アッタプー県における不発弾処理促進事業（第 2 次）」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2012/Humanitarian_Unexploded_Ordnance_Clearance_in_Pakxong_District_Champasak_Province.html）。2 事業の詳細に関しては、外務省「アッタプー県における不発弾処理促進事業（第 2 次）（Promotion project for Unexploded Ordnance (UXO) Clearance in Attapue Province (The second stage)）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/120720_02.html）；外務省「チャンパサック県パクソン郡における不発弾処理事業（Humanitarian Unexploded Ordnance (UXO) Clearance in Pakxong District, Cham Pasak Province）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m/e_asia/laos/120720_01.html）を参照。

³⁴¹ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・贈与契約署名式：アッタプー県及びチャンパサック県における不発弾処理事業」2013 年 8 月 2 日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2013/syomei250802.html）。

処理の技術移譲を行い、UXO Lao の能力向上が期待される³⁴²。

以下に記すように、2014年7月21日に、3年間にわたるアタプー県とチャンパサック県での事業の終了式が実施された。

★日本政府は、JMAS によるサラワン県およびチャンパサック県における UXO [不発弾] 除去事業に対して総額約 270 万米ドルの支援を行った。本事業は、日本政府と日本の民間企業による官民連携事業として、2011 年から 3 年間に亘り実施された。すなわち、JMAS がサラワン県、チャンパサック県で 600 ha 以上の UXO 汚染地域の除去作業を指導し、UXO が除去された土地では、日本の民間企業である(株)ラオツムラが生薬栽培を行い、一次加工を経て日本に輸出している。

2014年7月21日サラワン県トンスイ村にて、ボウサイ・サラワン県党副書記、ブンベン・NRA 副長官、折木 JMAS 会長、神保ラオツムラ社長などの出席を得て、本プロジェクトの「修 [ママ] 了式」が実施された。岸野博之大使は祝辞の中で、「UXO はこの国の経済社会開発の大きな阻害要因となっており、不発弾処理の加速化は、正にラオスの発展にとって前提条件である」と、その重要性を強調するとともに、今後のラオツムラの事業展開により、現地での雇用創出および農業技術の移転を通じて、地域農民の生活向上に資するであろうと期待を表明した。日本政府はこれまでに、UXO 関連分野でラオスに対して約 3,800 万ドルを支援しており、今後も当該分野における支援を継続する方針である³⁴³。

以上に見たように、この一連の事業は、日本政府の資金（日本 NGO 連携無償資金協力）を用いて、日本の NPO がラオス側のカウンターパートに技術や経験を移転するとともに、日本の民間会社の現地法人が、不発弾除去後の土地で生薬を栽培して加工し日本に輸出するという「官民連携」型の事業である。

なお、前述のとおり、2011年7月の第4回日本・メコン外相会合の開催時点で日本政府が提示した実施成果マップには、以下の2事案が記載され、2011年11月の第3回日本・メコン首脳会議の開催時点における実施成果マップでも、同一の表記が繰り返されている（前号 95, 96 頁参照）。

*官民連携によるラオス南部サラワン県での不発弾（UXO）処理を実施 [5.9]

*ラオス：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第3次）（草の根無償、2011年5月）[5.9]

以上のうち、第1の案件は、本項で取り上げた日本 NGO 連携無償資金協力スキームによるものを指す。これに対して第2の案件は、後に取り上げるように、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームで実施された事業である³⁴⁴。

また、2015年7月の第7回日本・メコン首脳会議で採択された「新東京戦略 2015」は、この分野での日本による支援を、次のように好意的に評価している。「双方は、地雷・不発弾対策（UXO）、障害者支援、災害時の救急医療等の分野で、日本がこれまでメコン地域に行ってきた協力を踏まえて、

³⁴² JMAS Laos 「ラオス報告」 52号, 2013/8/9 (<http://jmas-ngo.jp/ja/?p=13016>)。

³⁴³ 在ラオス日本大使館「日本 NGO 連携無償資金協力・事業終了式：サラワン県及びチャンパサック県における UXO 除去支援（官民連携事業）」2014年7月21日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/the_grant_assistance_scheme_for_japanese_ngos/2014/syomei260721.html)。

³⁴⁴ 同文書では「2011年5月」と記されているが、後に見るように（本号 148 頁参照）、同計画の G/C が締結されたのは 2011年3月25日のことである。

南南協力や三角協力が進展していることを歓迎した」（前号 103 頁参照）。

《地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画》（無償資金協力）

さらに、日本政府は一般の無償資金協力として、「地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画」を2次にわたって実施している。

◎第1次計画（供与額：8億6,400万円）：2013年12月15日、東京において安倍晋三首相と（日本・ASEAN および日本・メコン首脳会議のために）来日中のトンシン・タンマヴォン首相の立ち会いの下、岸野博之駐ラオス大使とアルンケオ・キッティクン外務副大臣の間で、交換書簡に署名された³⁴⁵。外務省の資料は、同事業を次のように説明している。

不発弾除去作業のうち灌木除去工程に機械化を導入し、作業の効率を高めると共に、地方における除去作業の拠点となる前進基地を整備し、併せてモデル地域においてこれらの運用の支援を行うものです³⁴⁶。

ただし、管見の限り、同案件の具体的な実施状況について、「モデル地域」がどこであったのかを含めて把握できない。

◎第2次計画（供与額：8億4,500万円、実施中）：2015年7月4日東京で安倍晋三首相と（日本・メコン首脳会議出席のために）来日中のトンシン・タンマヴォン首相が二者会談を実施した際に、両首相の立ち会いの下、中根一幸外務大臣政務官とサルムサイ・コンマシット外務副大臣との間で、交換書簡に署名された³⁴⁷。

同計画に関して、外務省の資料は次のように説明しており、対象地域が「開発の三角地帯」に属するラオス南部諸県（セコン、サラワンおよびチャンパサック）であることを確認できる。

ラオスでは、ベトナム戦争中の不発弾の影響で経済社会開発が阻害されており、セコン県、サラワン県及びチャンパサック県において灌木除去の機械化及び前進基地の整備を行うとともに、不発弾除去後の土地を開発することにより、不発弾除去の効率化及び貧困削減の促進を図り、もって社会開発の促進に寄与するものです³⁴⁸。

第2次計画は現時点で（2015年11月現在）実施中である。事実、2015年8月に採択された「新東京戦略2015行動計画」でも、「[日本とラオスは] 第二次地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画について着実に実施していく」ことが確認されている（前号105頁参照）。

³⁴⁵ 外務省「ラオス人民民主共和国に対する円借款等に関する書簡の交換について」2013年12月15日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h25/y131215_1.html）。同事業の英語名称は、Project for Acceleration of UXO Clearance for Rural Development and Poverty Eradication。なお、同じ機会に、前述のとおり、「国道16B号線セコン橋建設計画（詳細設計）」に関する交換公文も署名された。

³⁴⁶ 同上。なお、外務省「日本のODAプロジェクト ラオス 無償資金協力 案件概要」2015年5月28日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html#m012603）における案件説明も、全く同じ文章である。

³⁴⁷ 外務省「ラオスに対する無償資金協力に関する書簡の交換」2015年7月4日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000074.html）。

³⁴⁸ 同上。なお、外務省「日本のODAプロジェクト ラオス 無償資金協力 案件概要」（前々注）における案件説明も、全く同じ文章である。

《幹線道路周辺地区等の安全確保計画》（無償資金協力）

それ以外に、日本政府は一般無償資金協力として、2012年度に「幹線道路周辺地区等の安全確保計画」（供与限度額9.00億円）を実施している。交換書簡は2012年5月23日ビエンチャンにおいて、横田順子駐ラオス大使とトンルン・シーソリット副首相兼外相との間で署名された³⁴⁹。

外務省の資料は、同計画の概要などを次のように記す。

案件概要：本計画は、ラオスの不発弾処理機関（UXO Lao）に対して金属探知機、車両等の必要な機材を供与し、同機関による不発弾処理の活動促進を支援するものです。同国では、インドシナ戦争時に投下された多くの爆弾が、今なお不発弾として全土に残存しています。また、2011年の豪雨による土砂崩れで、地中深くに埋まっていた不発弾が地表へ出るなどし、危険が拡大しました。

裨益効果：本件支援により、UXO Laoによる不発弾処理活動の効率が向上し、同国における土地利用の安全確保が進むことが期待されます³⁵⁰。

同計画に関するJICAによる「事業事前評価表」は以下のとおりである。

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）：本事業はUXO 除去・探査機材等を整備することにより、洪水被害地域等におけるUXOの探査・除去活動の加速化・効率化を図る。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：洪水被害地域等（シェンクアン県、サバナケット県、チャンパサック県他）を中心としたUXO Lao 本部・支部所在地域

(3) 事業概要

1) 調達機器等の内容：UXO 除去・探査活動に必要な機材（金属探知機、通信機器、探知用GPS、車両、データ管理用PC等）、及び除去作業員育成・情報管理のために必要な機材（PC、プロジェクター等）など。代理店の存在（維持管理の容易さ）及びUXO Laoの性能検査基準と合致させる必要性から、第三国製品（銘柄指定含む）も含めて検討する。

(4) 総事業費／概算協力額：総事業費9.05億円（概算協力額（日本側）：9.02億円、ラオス国側：0.03億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）：2012年9月～2014年8月を予定（計24ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関／カウンターパート）：実施機関は、UXO Lao 本部とその研修所（首都ビエンチャン）、および9支部（ファパン県、シェンクアン県、ルアンパバーン県、カムアン県、サバナケット県、サラワン県、セコン県、アタプー県、チャンパサック県）。同実施機関によってこれまで車両・探知機等機材が長年に亘り維持管理されてきており、その能力に問題はない³⁵¹。

³⁴⁹ 外務省「ラオスに対する無償資金協力に関する交換公文の署名式」2012年5月23日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0523_01.html）。

³⁵⁰ 外務省「日本のODAプロジェクト ラオス 無償資金協力 案件概要」2015年5月28日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/laos/contents_01.html#m012603）。

³⁵¹ JICA（東南アジア・大洋州部東南アジア第四課）「事業事前評価表：ラオス人民共和国幹線道路周辺地区等の安全確保計画（the Project for Supporting Unexploded Ordnance Clearance in Surrounding Areas of Main Roads）」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1161540_1_s.pdf）。

すなわち、支援対象はビエンチャンに所在する UXO Lao 本部、同研修所、および全国 9 県に所在する支部であり、特に南部諸県に焦点を絞ったプロジェクトではない。ただし、その 9 県には、ラオス領域の「開発の三角地帯」に属する全ての県（サラワン、セコン、アタプー、チャンバサク）が網羅されている。

同評価表の「定量的効果」は、次のように見積もられる。

指標名	基準値	目標値（2017 年）
	（2011 年）	【事業完成 3 年後】
1) 不発弾の年間除去面積（ha）	2,938	3,783
2) 除去により耕作等が可能になる受益者数（人）	466,337	510,486
3) 安全教育（コミュニティ啓発活動）参加者数（人）	143,447	150,619
4) UXO Lao の機材維持管理費（USD）	69,769	54,262.30

さらに、「定性的効果」として、次の 6 点を掲げる。

- ①不発弾除去、技術調査による土地利用拡大に寄与する。
- ②不発弾汚染地域が減少し、住民の安全な生活確保に寄与する。
- ③機材性能の維持管理が容易になるとともに、老朽化した機材が新品に置き換えられることから、作業員の安全性も高まる。
- ④地方の学校・病院（保健所）等の公共施設の整備が促進される。
- ⑤不発弾による被災者数の減少に寄与する。
- ⑥進出している日系企業の事業に関して安全が確保される³⁵²。

《不発弾処理に関する草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする、不発弾処理に係る 2008 年度以降の草の根・人間の安全保障無償資金協力として、以下のプロジェクトがある。

2008 年度

*サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画

G/C 締結日：2009 年 1 月 11 日

分野：その他

被供与団体（団体の性格）：ラオス不発弾処理プログラム（政府関係機関）

供与額（円）：69,921,462³⁵³

- ・2009 年 1 月 11 日日にビエンチャンのラオプラザ・ホテルで、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とブンポン・サヤセン UXO ラオ代表との間で署名された。その際に、中曽根外務大臣とトンルン副首相兼外務大臣が立会人として署名した。協力金額 618,774 米ドルである。本プロジェクトの支援対象であるサラワンとセコンは、ラオス国内で 3 番目と 5 番目に UXO 汚

³⁵² 同上。

³⁵³ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf）。なお、在ラオス日本大使館「平成 20 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/）は、供与金額を米貨で 618,774 ドルと記している。

染が深刻な県である。本プロジェクトでは、不発弾処理活動や不発弾発見現場についてのデータベース作成、不発弾処理作業のための特殊機材購入などを支援する。それらを通じて、不発弾事故が減少し、有効活用できる土地が増え、両県の安全確保や生活環境の改善、経済・社会発展が期待される³⁵⁴。

2009年度

*サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第2次）

G/C 締結日：2010年1月25日

分野：その他

被供与団体（団体の性格）：ラオス不発弾処理プログラム（政府関係機関）

供与額（円）：69,999,933³⁵⁵

- ・2010年1月25日にビエンチャンの外務省迎賓館で、本プロジェクトに関する贈与契約が、宮下正明大使とブンポン・サヤセン UXO ラオ代表との間で署名された。署名式にはラオリー・ファイフェンヨア労働社会福祉省副大臣なども出席した。協力金額は679,611米ドルである。

本プロジェクトは、サラワン、セコン2県において、現地調査や不発弾処理、不発弾処理に関わる人材育成など不発弾関連の活動を UXO ラオが継続して行えるようにするものである。支援を通じて、不発弾による犠牲者を減らすだけでなく、農業、その他の国内開発事業に有効利用できる土地を拡大することに貢献する。

なお、日本政府はラオスの不発弾分野において1999年より支援を行っており、現在までの支援総額は約937万米ドルにのぼる。さらに、2010年4月より、日本の資金援助を受けて、日本の NGO「日本地雷処理を支援する会（JMAS）」がアタプー県において、不発弾処理の新規事業を開始する予定である³⁵⁶。

2010年度

*サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第3次）

G/C 締結日：2011年3月25日

分野：その他

被供与団体（団体の性格）：ラオス不発弾処理プログラム（政府関係機関）

供与額（円）：69,999,920³⁵⁷

- ・2011年3月25日にビエンチャンの UXO ラオ本部事務所で、本プロジェクトに関する贈与契約

³⁵⁴ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画」2009年1月11日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2008/shomei210111.html）。

³⁵⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/gcck_a1.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成21年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/）は、供与金額を米貨で679,611ドルと記している。

³⁵⁶ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第2次）」2010年1月25日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2009/shomei220125.html）。

³⁵⁷ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成22年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成22年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/）は、供与金額を米貨で744,680ドルと記している。

が、横田順子大使とブンポン・サヤセン UXO ラオ代表との間で署名された。署名式にはオーンチャン・タンマウォン労働福祉省大臣をはじめ多くの関係者が出席した。協力金額は 744,680 米ドルである。

本プロジェクトはサラワン、セコン両県において、UXO ラオが不発弾処理と現地調査、人材育成などの活動を継続して行うことができるようにするものである。また、不発弾による犠牲者を減らし、農業生産、その他の社会経済開発事業への土地の有効利用を促進することに貢献する。日本政府はラオスの不発弾対策分野において、1999 年より支援を行っており、現在までの支援総額は約 1,121 万米ドルにのぼる。サラワン県およびセコン県では 2006 年から支援を継続している³⁵⁸。

2011 年度

*サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第 4 次）

G/C 締結日：2012 年 3 月 23 日

分野：その他

被供与団体（団体の性格）：ラオス不発弾処理プログラム（政府関係機関）

供与額（円）：69,999,924³⁵⁹

- ・2012 年 3 月 23 日にビエンチャンの UXO ラオ本部事務所で、本プロジェクトに関する贈与契約が、横田順子大使とブンポン・サヤセン UXO ラオ代表との間で署名された。署名式にはラオリー・ファイペンユア労働社会福祉省副大臣なども出席した。協力金額は 786,516 米ドルである。

本プロジェクトは、サラワン県、セコン両県において、UXO ラオが不発弾処理と現地調査、人材育成などの活動を継続して行うことができるようにするものである。不発弾による被害を軽減するとともに、土地の有効利用を促進し、現地の社会・経済発展に寄与することが期待される。なお、日本政府は 1999 年以来、ラオスにおける不発弾処理活動を支援してきており、その総額は 1,450 万ドルに上る。サラワン県およびセコン県では 2006 年より UXO ラオへの支援を継続している³⁶⁰。

2014 年度

*チャンパサック県及びサラワン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画

G/C 締結日：2014 年 11 月 11 日

分野：政府と市民社会

³⁵⁸ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第 3 次）」2011 年 3 月 25 日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2010/shomei230325.html）。なお、署名式において、横田大使は「日本国民が一致団結して地震と津波による困難を乗り越えようとしている」ことに言及し、ラオス政府及びラオス国民から寄せられた支援に感謝の意を表明した。

³⁵⁹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 23 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h23/gcck_a.html）。なお、在ラオス日本大使館「平成 24 年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2011/）は、供与金額を米貨で 786,516 ドルと記している。

³⁶⁰ 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第 4 次）」2012 年 3 月 23 日（http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2011/shomei240323.html）。

被供与団体（団体の性格）：ラオス不発弾処理プログラム（政府関係機関）

供与額（円）：68,408,474³⁶¹

・2014年11月11日にビエンチャンのUXO Lao本部事務所で、本プロジェクトに関する贈与契約が、岸野博之大使とティップアソーン・スカタンマウォン UXO Lao 長官との間で署名された。署名式にはブンファン・ドゥアンパチャン首相府大臣、プーキヤオ・チャントソンブーン NRA（ラオスの残留不発弾問題解決のための国家委員会）事務局長などが立ち会った。協力金額は705,242米ドルである。

本プロジェクトによって、UXO Lao によるチャンパサック県およびサラワン県での不発弾処理活動を促進する。この活動は他の開発パートナーによる同様のプロジェクトと同時並行的に実施される。

日本政府は対ラオス ODA 政策において不発弾処理分野への支援を重視してきた。同分野に対する1998年以来的の支援は総額33.5億円（3,830万米ドル）に上り、資金協力、金属探知機などの機材供与、技術協力、人材育成を通じた不発弾処理に充てられてきた。この他、UXO によるリスク軽減のための啓蒙教育や不発弾事故被害者に対する治療などに対する支援も行ってきた。岸野大使は署名式でのスピーチにおいて、「不発弾処理活動の加速化は、ラオスの社会経済開発の前提条件であり、この問題を克服しない限り、他の開発目標の進展もあり得ない」と、その重要性を強調した³⁶²。

おわりに

(1) 「開発の三角地帯」に対する支援

前号と本号に連載した本稿では、主として2008年度以降の時期について、CLV「開発の三角地帯」に対する日本政府による支援事業を分野ごとに検討した。

一連の旧稿で言及してきたとおり、日本政府は2001年1月の日本・CLV外相会合の折に、日本・ASEA 統合基金（JAIF）を通じてCLV「開発の三角地帯」に対する支援を実施する意向を表明した。果たして、2008年1月に開催された第1回日本・メコン外相会議に際して、日本とCLV3か国の外相たちは、JAIFを通じての「開発の三角地帯」支援に関する「覚書」に調印した。そして、その後の日本・メコン首脳会議や外相会議の折にも、参加者たちはJAIFを通じての支援プロジェクト実施の加速化について、繰り返し確認しあっている。他方で、それ以外のスキームを通じての日本政府による新規支援については、明示的に言及しない状態が続いてきた³⁶³。

しかし、実際には、本稿で見てきたように、日本政府はJAIFを通じての支援と並行して、二国間援助の様々なスキームを通じて、「開発の三角地帯」に属する地方省（もしくは州、県）に対する支援

³⁶¹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成26年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html)。なお、在ラオス日本大使館「平成26年度草の根・人間の安全保障無償資金協力実績」()は、供与金額を米貨で705,242ドルと記している。

³⁶² 在ラオス日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・贈与契約署名式：チャンパサック県及びサラワン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画」2014年11月11日 (http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/japans_oda_to_laos/ggp/2014/shomei261111.html)。

³⁶³ 前稿B, 339頁以下；前稿C, 25頁以下；前稿E, 2頁以下。

を継続的に実施してきた。もともと、それらの中で、外務省や JICA の関連資料が、事業の意義や妥当性を述べる際に、当該案件の対象地点が「開発の三角地帯」に該当することを明示的に指摘した事例は、あまり多くない。管見の限り、2008～2014 年度については以下の 9 件のみである。

*ラオス [サラワン県]「ナパバーン村・ノンセーン村村落道建設計画」(草の根・人間の安全保障無償, 2008 年)

*ラオス [セコン県]「ワーン村橋梁・水路建設計画」(草の根・人間の安全保障無償, 2008 年)

*ラオス「サバナケット県及びサラワン県における一村一品プロジェクト」(技術協力, 2008～2011 年)

*ラオス「セコン県養殖場改善計画」(草の根・人間の安全保障無償, 2008 年)

*ラオス「チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画」(無償, 2010 年)

*「ベトナムにおける CLV 開発の三角地帯セクター調査」(総合地域開発計画, 2010 年)

*ベトナム「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト」(技術協力, 2008～2013 年)

*ラオス「南部山岳丘陵地域生計向上プロジェクト」(技術協力, 2010～2015 年)

*ラオス「南部地域前期中等教育環境改善計画」(無償, 2014～2016 年)

これらの案件については、日本政府が重点的支援を約束した「開発の三角地帯」に対する支援の一環であると、日本側当事者が認識していたことを確認できる。一見して、年次別には 2008 年度に案件化された事業、国別ではラオスに対する支援事業に集中している。なお、「ベトナムにおける CLV 開発の三角地帯セクター調査」は、前号(106-108 頁)に見たとおり、タイトルの上では「ベトナム」となっているが、実質的には CLV3 か国を対象とする基礎的な調査であって、特定の事業に対する支援案件ではない。

(2) 分野別の特徴

「開発の三角地帯」に属することを明示しているか否かを問わず、当該地帯に対する日本の支援のうち、分野別に見て案件数が多いのは、教育、医療保健分野、そしてカンボジアとラオスにおける地雷・不発弾処理に係る分野である。それら案件の多くで日本側当事者が意義や目的として強調するのは、人間の基本的ニーズ(BHN)や貧困削減、民生安定などへの貢献である。この点は、前稿 D で検討したとおり、2005～2007 年度の状況と変わらない³⁶⁴。

以上の分野以外でも、農業・コミュニティー開発分野や、草の根・人間の安全保障無スキームによる交通インフラ分野での小規模支援などでもまた、多くの場合、貧困削減や民生安定といった意義が強調されている。中部ベトナムに対して無償資金が供与された地方橋梁改修計画(ただし支援対象は「開発の三角地帯」に属する省に限定されない)でも、開発が遅れ、経済的に最も貧しい地域であることに言及されている(前号 110-111 頁)。また、ラオス国道 16B 号橋梁計画では、陸の孤島状態の解消を目的のひとつに掲げている(本号 104-109 頁)。さらに、例えばカンボジアのラタナキリ州における水力発電所プロジェクトは、電力不足や未電化村落問題の解決を目的としている(前号 122-

³⁶⁴ 前稿 D「おわりに」。

125号)。

なお、ベトナムやラオスにおける教育、医療、農業・コミュニティー開発分野での事業については、しばしば少数民族に対する支援であることが指摘されている。

無論、それぞれのプロジェクトの目的や意義は、しばしば多面的かつ重層的である。例えば、カンボジアのクラチエ州ソンポー郡を対象とする草の根・人間の安全保障無償協力は、カワイルカ保護やそれと連動する観光開発を視野に入れつつ、地元住民の生活安定を意図している(前号134頁参照)。ラオスの交通インフラ分野における草の根・人間の安全保障無償の諸案件についても、孤立した村落住民の教育、医療施設などへのアクセス改善を図るとともに、市場へのアクセス円滑化を通じて生計の向上に寄与するという側面が存在する(本号111頁以下参照)。

またさらに、教育、医療・保健、農業・コミュニティー開発などの分野で多くの案件が、地元住民のBHN向上や貧困削減に貢献すると同時に、人材の育成や関連機関・組織の能力構築(キャパシティビルディング)を意図している。例えばラオスやベトナムでの農業・コミュニティー開発分野での支援プロジェクトは、モデル構築とそれを検証するためのパイロット事業を通じて、地方担当機関の能力向上や村落内の中核的人材の育成、さらには他地方へのモデル普及を志向している。しかも、それらはしばしば日本側NGOのイニシアティブを活用するスキームに拠っている(前号111-115頁、本号133-138頁参照)。さらに、ラオスでの不発弾処理に係る一連のプロジェクトでは、地元住民への啓発キャンペーンや現地関連機関の能力向上、人材育成といった目的に加えて、日本の民間企業による生薬栽培、対日輸出のビジネス活動と連動した「官民連携」の試みとしても注目される(本号141-145頁参照)。このような志向性は、当該支援事業が終了した後の継続性、持続性を展望する際に、きわめて重要である。

継続性、持続性の担保という意味では、ハード面とソフト面の支援を効果的に組み合わせる努力も重要であろう。事実、例えばラオス南部各県を対象とする教育、保健医療分野での支援においては、施設、機材の整備といったハード面での無償資金協力と、人材育成、能力向上を意図するソフト面での技術協力や日本NGO連携無償資金協力が、しばしば同時並行的に実施されていることが注目される(本号119-122頁、129-130頁参照)。

(3) 経済発展、越境的連結性の視点

以上のように、日本政府の当事者が「開発の三角地帯」支援という文脈で明確に把握していたか否かにかかわらず、支援対象地がCLV3国のそれぞれにおいて、経済的中心地から遠く離れた国境地帯にあり、貧困や民生の不安定といった課題を抱えていると認識していたのは事実である。そして、このような発想は、日本政府の当事者のみならず、「開発の三角地帯」構想を策定したCLV各国政府の指導者たちにも共有されている³⁶⁵。

ただし、CLV各国の当事者は、「開発の三角地帯」の社会・経済発展「マスタープラン」(2004年)や「改定マスタープラン」(2010年)において、国境地帯の貧困削減や民生安定、治安維持といった課題を指摘すると同時に、それら地方の有する潜在的な可能性を強調しつつ、経済発展の方向性につ

³⁶⁵ 前稿A, 3-10頁。

いても詳述している³⁶⁶。

これに対して、本稿で検討してきた「開発の三角地帯」を対象とする日本政府の支援案件において、「経済発展」の側面を強調した事例は、件数として余り多くない。

例外的な事例のひとつは、目下実施中のラオスにおける南部地域電力系統整備計画（円借款）である。ただし、その主たる目的は、「開発の三角地帯」に属する南部各県の産業発展や村落電化に直接寄与することではなく、むしろ隣接するサワナケット県やカムワン県での急激な経済開発を支えるためのものである（本号 100-101 頁参照）。同様に、ベトナムにおけるタクモ水力発電所増設計画（円借款）にしても、その主目的は「開発の三角地帯」に属する中部高原諸省への貢献というよりも、むしろホーチミン市やその周辺で深刻化するであろう電力逼迫への対応にあると考えられる（前号 108-109 頁参照）。

ただし、これらに対して、現在調査準備中のラオス・セカタム水力発電プロジェクトについては、当初タイへの売電を前提としていたものの、その後、計画が練り直される間に、「三角地帯」に属するラオス南部地方自体に電力を供給する事業へと、意義付けが転換されている（本号 101-104 頁参照）。

また、ラオスの国道 16B 号線セコン橋建設計画（無償資金協力）について、JICA の関連文書は、陸の孤島状態を解消することによって地元住民の貧困削減や民生安定に寄与すると同時に、当該地方で生産される農産物、鉱産物の物流を促進することを通じて「経済発展」につながるとの展望を示している。同文書はまた、ラオスに隣接するベトナムやタイとの越境的連結性の改善にも言及している（本号 104-109 頁参照）。

事実、CLV 各国の当事者の間では、「開発の三角地帯」の意義づけとして、当該地帯が国境を共有することから生じるメリットを重視している。すなわち、「三角地帯」に関する「マスタープラン」や「改定マスタープラン」では、越境的連結性を拡大し、またラオス南部やカンボジア東北部、ベトナム中部高原といった内陸地帯から中部ベトナムの沿岸地帯に至る海へのアクセスを確保するための交通インフラの整備、あるいは国境ゲート周辺での交易拠点や経済区の建設などのアイデアが盛り込まれている³⁶⁷。

この点に関連して、本稿で検討してきた諸事例の中で、日本政府の当事者が、その意義や目的として国境を超えた広域性や連結性を明示的に掲げたプロジェクトは、件数としてきわめて少ない。

数少ない事例のひとつは、以上に言及したラオス国道 16B 号セコン橋建設計画（無償資金協力）である（本号 104-109 頁参照）。さらに、「新東京戦略 2015 行動計画」においてラオス側の提案に基づき日本政府が検討することを約束した交通インフラに係る諸事案の中にも、ラオス南部各県を東西に横断する道路の整備、さらにはタイとの国境検問所の新設のように、越境的連結性の改善、拡大に資する事案が盛り込まれている（本号 109-111 頁参照）。

交通インフラに係る事案以外で注目すべき事例は、2013 年度の対ベトナム草の根・人間の安全保障無償資金協力「ビンフォック省ブードップ県総合病院医療機材整備計画」である。その支援対象は、地元の県民のみならず、隣国カンボジアから来院する患者に医療サービスを提供する地方的な基幹病

³⁶⁶ 前稿 A, 13-22, 25-42 頁。

³⁶⁷ 同上。

院である（前号 121 頁参照）。推測するに、同病院にはクメール語を理解する少数民族の医療スタッフが存在するであろう。国境地帯ならではの特性を活かしつつ、国境を挟む形で住民たちに利用される医療施設、さらには教育施設などを整備することは、今後自覚的に追及されてしかるべき課題のひとつである。

総じて言えば、日本政府の ODA 政策は伝統的に「二国間主義」を基調としてきた。そのような中で、CLV3 各国が共同事業として取り組む「開発の三角地帯」、さらには日本政府がイニシアティブを発揮する「日本・メコン協力」の枠組みは、日本政府にとって新たな「挑戦」（チャレンジ）としての意義を含むものである。

事実、本稿でも言及したとおり、2010 年度に実施された「ベトナムにおける CLV 開発の三角地帯セクター調査」に関して、JICA の担当者は次のように指摘している。繰り返しになるが、その要点を以下に記す。——2004 年 11 月に実施された日本・CLV 首脳会議で日本が「開発の三角地帯」に対する支援を約束したが、当時は当該地帯で実施されている JICA や旧 JBIC の業務が極めて限定的であったこともあり、各国への支援という「二国間協力」の枠組みの中での検討にとどまり、この地帯を「一つの開発の対象単位」として捉えるという、「包括的なアプローチ」をとることはなかった。以上のような反省に基づき、本調査プロジェクトでは、国境を越えた「一つの開発対象単位」として、当該地帯が有する〔潜在的な〕比較優位を明らかにしつつ、その発現を阻害する要因を抽出する。この調査によって得られる情報は、当該地帯への中長期的な支援戦略策定に資すると期待される（前号 106-107 頁参照）³⁶⁸。

ただし、以上のような認識が、JICA さらには外務省の関係者の間で広く共有されていると、現時点で判断することはできない。なぜならば第 1 に、本稿で見てきたように、「開発の三角地帯」に対する支援であることを明記した事例は、依然として少数である。第 2 に、「開発の三角地帯」に対する支援であることに言及するか否かを問わず、案件の大半は、いずれか 1 か国の特定地方・地点を対象とするものであって、伝統的な「二国間主義」の域を出るものではない。

そもそも、この「CLV 開発の三角地帯セクター調査」自体にしても、調査対象域を CLV3 各国に跨る国境地帯としているにもかかわらず、案件のタイトルでは冒頭に「ベトナムにおける」という修飾語を冠している。すなわち、実質的に 3 各国を対象とする調査案件でも、形式的には特定の 1 各国を対象とする形に取り繕うという、苦肉の策が取られている。

確かに、1990 年代半ば以降の日本の対メコン地域支援においては、従来通り「二国間援助」の枠組みに基づきつつも、国境を超えた広域性や連結性の意義を付与した事例が、幾つか存在する。ただし、そのような案件はたいていの場合、GMS の東西回廊や南部回廊などに限定されており³⁶⁹、CLV 「開発の三角地帯」を対象とする事例は少ない。

また、前稿 E で見たように、日本 ASEAN 統合基金（JAIF）を通じての支援については、3 各国共

³⁶⁸ JICA 担当者は、それに先行する段落で、次のようにも述べている。ここでは、域内格差は正や貧困削減といった課題を強調しているのみならず、さらに CLV3 各国による共同事業としての意義にも着目していることが窺える。——当該地帯は「地理的に孤立」していることから、「CLV 各国の中でも開発が遅れた開発地域とされている」。そのため、「地域内の格差は正や貧困削減などという観点から、今後は CLV 各国のネットワークを強化し、各地域の持つ多様なポテンシャルを活かすことによって、当該地帯の開発を促進することが期待されている」。

³⁶⁹ 白石昌也「日本の対インドシナ・メコン地域政策の変遷」『アジア太平洋討究』17号（2011年）、33-34頁。

通の案件であると明示された事例は1件に留まるが、それ以外の「二国間援助」の枠内で実施された（もしくは実施予定）の案件の中にも、越境的、広域的な性格を持つと判断できる事例が幾つか存在する³⁷⁰。ただし、JAIFを通じての支援スキームについては、実効性や透明性などの面で、いまだ克服しなければならない課題を抱えている³⁷¹。

筆者は二国間援助の意義と重要性を積極的に支持するが、ただし、それと同時に、特定の地域やサブ地域に属する複数の相手国を対象として各国に共通する課題に対処するための支援、そして2か国もしくは3か国を対象として国境を跨ぐ広域性や連結性に係る課題に対処するための支援などを、より明示的かつ効果的に遂行する新たな方法やスキームが、もっと検討されてしかるべきであると考え³⁷²。

その点で、例えば2013年12月採択の「改訂版・東京戦略2012行動計画」で「日本及びベトナムは、ベトナム・カンボジア間及びベトナム・ラオス間の国境市場のネットワーク構築に対する日本の支援の可能性について検討を行う」と約束され、また2015年8月採択の「新東京戦略2015行動計画」で「カンボジア、ラオス及びベトナムは、ベトナム・ラオス間及びベトナム・カンボジア間の国境市場開発の加速に関する協力について着実に実施していく」と約束されていることが着目される（前号102, 105頁参照）。

(4) 今後の研究展望

上述のとおり、筆者は前稿AにおいてCLV3国による「開発の三角地帯」構想の概要を検討し、さらに前稿B, C, D, E、および本稿を通じて「開発の三角地帯」に対する日本政府による支援について検討してきた。

今後の研究展望としては、対象とするテーマが現在進行中の事象であるだけに、2015年度以降の日本政府による支援を、継続的にフォローアップすることも必要であるが、それと同時に、他のドナーによる支援状況、そしてとりわけCLV3か国の中央政府や地方政府、地元の有力企業や様々な組織、団体の対応などに、もっと関心を向けるべきである。その際に、「開発の三角地帯」構想がCLV3か国による共同事業である以上、越境的連結性や広域的な波及効果といった側面を、特に重視する必要がある。

【謝辞】

前稿A～E、および本稿は、筆者が加わった以下の科学研究費助成事業（科研費）プロジェクトにおける調査・研究の成果を、様々な意味で反映している。

◎科研費基盤研究B「ASEAN新規加盟国の『中進国』ベトナムと地域統合―日越関係を視野に入れて」2008～2010年度（研究代表者：古田元夫・東京大学教授）³⁷³

◎科研費基盤研究B「中国・ASEAN地域協力構想におけるベトナムの定位に関する研究」2008～2011年度（研

³⁷⁰ 前稿E「むすびに代えて」。

³⁷¹ 同上。

³⁷² この点については、注369に示した白石昌也「日本の対インドシナ・メコン地域政策の変遷」37-39頁をも参照されたい。

³⁷³ 同プロジェクトの概容は、科学研究費助成事業データベース（<https://kaken.nii.ac.jp/d/p/20310145.ja.html>）。

究代表者：栗原浩英・東京外国語大学教授)³⁷⁴

◎科研費基盤研究 A 「タイ・インドシナ諸国間の国境政治の多面的体系的解明：一次資料の相互比較を通じて」
2011～2015 年度（研究代表者：村嶋英治・早稲田大学教授)³⁷⁵

◎科研費基盤研究 B（海外）「メコン地域開発とアジア・ダイナミズム：ASEAN 後発国発展の政治経済学的研究」
2015～2017 年度（研究代表者：トラン・ヴァン・トゥ・早稲田大学教授）

以上の各研究プロジェクトの代表者およびメンバー各位、さらには特に名前を記さないが、その他の関係者から、多大な支援、協力を賜った。この場を借りて、深甚の謝意を表したい。

³⁷⁴ 同プロジェクトの概容は、科学研究費助成事業データベース (<https://kaken.nii.ac.jp/d/p/20401006.ja.html>)。

³⁷⁵ 同プロジェクトの概容は、科学研究費助成事業データベース (<https://kaken.nii.ac.jp/d/p/23241082.ja.html>)。